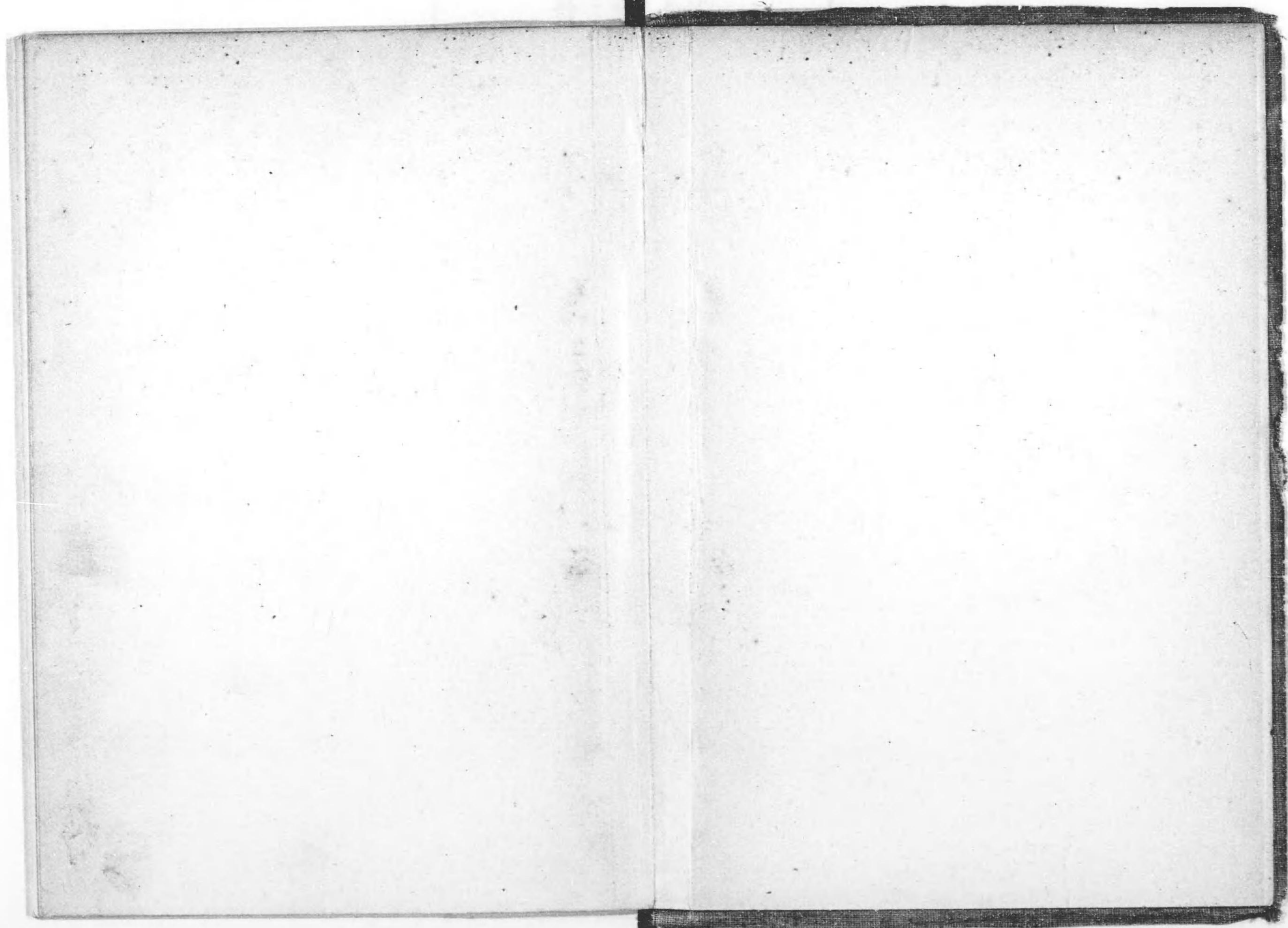


330
a
484



始





著 三 德 田 福 士 博 學 法
集 全 學 濟 經
集 五 第

社會政策研究

廉 刷 版

分 第
冊 五

330
484



社會經濟研究所

1341



七 勞働權・勞働全收權及勞働協約

(改版經濟學考證 其三)

目次

第一章 労働権	
第一節 綜説	
第二節 社会権としての労働権の本質	
第三節 沿革略	
第二章 労働全收権	
第一節 綜説	
第二節 意義	
第三節 生産理論としての労働全收権	
第四節 流通理論としての労働全收権	
第五節 労働の實行と其の成果との關係	
第六節 労働の實行と其の收得との關係	
第七節 労働全收権論沿革略	
第三章 労働協約	
第一節 名稱及意義	
第二節 本質	
第三節 種類	
第四節 餘論	

第一章 労働権

第一節 綜説

労働権とは労働能力あり又労働心ありて、労働の機会を得ず又見出し能はざるものが、其の欲する労働の機会を要求す可き一の社会権なり。今日現在の經濟組織は労働の機会を見出す（求むるに非ず其事後に説明す）ことは、各人の自由にして又一の私事たりとの原則を認むるものとす。故に上の意味にての労働権なるもの存在せず、労働し得又之を欲するものは自己の力によりて其の機会を作り、又は見出す可しとせられ居れり。従つて自ら労働の要具を有するものは、獨立して労働に従ふ可しと雖も、之を有せざるものは何れかの生産要具所有主を求め、之を雇主として賃銀労働に活路を得ざる可からず。

然るに雇主には雇傭の自由あり其の欲せざる人を其の欲せざる條件に於て雇傭す可き義務は絶對的に存せず。其の結果労働を欲する人が必ずしも常に其の機会を得るの保障なきなり。蓋し生産要具の所有者が雇主となるは企業の利益の爲にするものにして、慈善博愛の動機よりするものは例外に屬す。企業の利益が維持せられ伸張せられ得んが爲め労働者を雇傭するに過ぎざれば、雇傭其の事は決して目的にあらず、寧ろ必然の惡として認めらるゝ一の手段のみ。労働者の労働を欲する亦然り。活動の衝動に促されて一業を企て一事を爲すにあらず、労働は手段に過ぎず求むる所は勞銀にあり。されば雇傭關係は兩當事者に取りて苦痛關係にして享樂關係にあらず。享樂關係には性交關係あり飲食關係あり遊戯關係あり社交關係あり、何れも多少の力作を伴はざるなしと雖も、其共通の性質は自存目的の爲にするものにして、在外目的の爲にするに非ること是なり。雇傭關係も亦享樂關係の性質を帶ぶることなきにあらず、主妾關係の如き又普通に稱する主從關係の如き其他類例尠からず。然れども今日一般の賃銀労働は、毫も享樂關係を伴はざる苦痛關係なり。苦痛關係共通の性質として、取引上に於ける實力の強弱は

著しく苦痛の分配を左右するものとす。雇傭關係に於ける弱力者は概ね労働を求むるものにして、之を與ふるものは強力者なり。苦痛分配に方つて弱力者の第一に負擔するものは機會是なり。詳言すれば、労働授受の機會の不調和より生ずる一切の苦痛は、労働者のみ之を享け雇主は殆んど永久的に機會の保障を有す（但し高文明國に於る人的勤勞に就ては却て其反對ならんとする傾向強しと雖も、其事は部分的なれば今省く）。機會の不調和は分つて二とす。一無職 即此機會を全然見出し得ざること。二失職 即一度得たる機會を失ひたること是なり。無職失職は労働を求むる者にありて與ふる者に存せざる苦痛なり。今日の工業政策又社會政策は一度此の機會を見出し得て現に労働に従事しつゝあるものに就ては周到綿密なる保護を要求しつゝありと雖も、抑も全然此機會を見出さざる又は得ざるものに就ては寧ろ甚だ冷淡なるやの觀あり。されば労働權の問題は社會政策に於て必ずしも緊要なりと認められず、其の主として除去せんと期する處は、第一義の苦痛にあらずして第二義以下の苦痛なり。

第二節 社會權としての労働権の本質

社會權は一に經濟權とも稱す、其の次第は欲望と充足との調和を來たす必要に基きて起る權利なるを以てなり。而して欲望を本位とし、存在する處の欲望は少くとも生活の最低度を維持するに必要な限り、之が充足を確保するものを生存權とし、充足の手段たる労働の効果を確保せんとするものを労働全收権とす。労働権は必ずしも欲望の充足其のものを確保せんとするものにあらず、又た労働と其の効果との關係を保障せんとするものにあらず、唯だ労働心と労働の機會との調和を期するものなり。換言すれば、間接的生存權とも見る可きものにして、社會の中労働能力あるものに、少くとも生存の爲めに労働の機會を見出すことを確實ならしめんとするものとす。さて労働権が實際上認められたるは一八四八年佛國に於ける、又た一八八四年獨逸に於けるが如き是れにして生存權とは労働全收権の如く單に一の主張たり理想たるものに止るにあらず。ビスマルク公は帝國議會に於ける演説に於て *Geben Sie dem Arbeiter das Recht auf Arbeit, so lange*

er gesund ist, sichern sie ihm Pflege, wenn er krank ist, sichern sie ihm Versorgung, wenn er alt ist. 『労働者壯健なる限り是に労働権を與へよ、其病むときは療養を確保せよ、其の老いたるときは給養を確保せよ』と主張し、斯くすれば社會上の困難は之を解く事難しとせず、而して此等の要求は近世國家の根本義として認むる所なりと云ひ今日の法制の下に労働者が *Ich bin gesund, arbeitslustig, finde aber keine Arbeit—geht mir Arbeit! und der Staat ist verpflichtet, ihm Arbeit zu geben.* 『予は壯健なり予は働かんことを欲す然れども仕事なし予に仕事を與へよ』と要求する時は國家は彼に労働を與ふるの義務あるものとすと斷言せり。是によりて労働権の要求は社會權として確認せられたるものと云ふ可し。

労働権の思想は思ふに救貧制度に胚胎せり。一六〇一年の英國救貧法、一七九一及一七九三年の佛國憲法、一七九四年の普魯西『ランド・レヒト』等は、何れも國家又は其他の公團體が貧困者を救助し、又は之に仕事を與ふるの義務ある事を規定す。然れども社會權としての労働権は救助を要する權と漸次區別せらるゝに至れり。彼は弱者憫を乞ふものにして一方に貧乏なりてふ事實と、他方に慈善心の發動とを存立の要件とするも、此に

至りては求むるものの貧と否とによりて差違を設けず、又單に博愛慈善の心にのみ訴ふるにあらす、一の社會權一の當然なる要求として存立するものなり。故に又之を受くるものが人格上輕視せらる可からざるもの、即ち毫も愧づるに及ばざる所たる可きものとす。又労働権を營業又職業の自由と混同す可からず、自由とは労働を求むるの保障にして見出すことの保障にあらず、求むること如何に自由なりとも見出し得ざる時は労働権の要求は未だ充されたりと云ふ可からず、自由に求め而して其の欲する仕事を見出し得るの保障にあらざれば労働権とはならず。又た労働全收権と嚴かに分たざる可からざる所以は、労働権によりて得る所は全收にあらず、其の一部分たる實際上の勞銀のみ。此勞銀が全收たるや否やは労働権の與り知る所にあらずとす。而して生存権は労働能力の如何を問ふを要せず、苟くも社會に存在する以上直接に義務者に對して之れを主張し得るも、労働権に至りては然らず。先づ實際上の市場事情に應じて個人的企業者に就て労働を見出さんと勉めざる可からず、勉めて後猶之を見出し得ざるに及んで始めて國家なり、其他の公團體なりに對して其主張を立つることを得るなり。換言すれば労働権は

一唯だ労働能力あるものに就てのことにして、生存権の如く凡ての人に就てのことに非ず。二唯だ企業主に就て仕事を見出し得ざる場合に限り、凡ての労働の機會に關することにあらず。

第三節 沿革略

生存の爲めにする仕事の機會を確實にするを國家の任務なりと主張したる先覺者として先づ哲學者フイヒテあり。彼は其の『鎖國論』に於て主張すらく、國家は erst das seinige zu geben, ihm in sein Eigentum einzusetzen und sodann ihn dabei zu schützen. (各人に先づ其の分を與へて之に財産を確かめ而して其を保護す可き) 義務あり然らば其の分とは何ぞや、曰く Der Zweck aller menschlichen Thätigkeit ist der, leben zu können; und auf diese Möglichkeit zu leben haben alle, die von der Natur in das Leben gestellt wurden, den gleichen Rechtsanspruch. Die Theilung muss daher zuvörderst so gemacht werden, dass alle dabei bestehen können: Leben und leben lassen. (人間活動一切の目的は生きんこと是なり、之が爲に自然

に生み付けられたる人間は均一なる権利を有す、故に分配は各人が皆之れによりて生活し得る様に爲すを要す、生きよ、生かしめよ」と。是れ生存権主張の曉鐘とも稱すべし、然れども一定の仕事を見出す機會の確保に就て未だ明瞭なる主張を立てず、之を爲したるものは實にフリーエーとなす、彼は所謂人權（ドロアド・ロム）の思想の無用なるを嘲り、唯だ政治上に於て空漠なる権利を得るも何の詮なし、經濟上の實權を得てこそ人權も亦有意味となるなりと主張せり。自由、平等、同胞てふ警語は、彼れに取りて重視する價值なきものたり、之よりも經濟權を得るを遙に肝要なりとし、*Droit de chasse, Droit de pêche, droit de cueillette, droit de pâtre*（狩獵權、漁權、收實權、放牧權）の四者は先占し盡されたる社會に於ては無意味なれば、之れに代ふるに *Droit au travail, droit de l'existence* を以てせざる可からずと云ふ。但し此れ等を保障し得ることは、現社會の中に於ては不可能なれば新しき社會を打建つるを要すと云ふ。フリーエーの説は其門弟バジエー、コンシデラン、カンタグレル等によりて祖述せられ、更に一段の擴張を得たり。殊にコンシデランに至りては明晰に其主張を立て、一八四八年の立法上に著しき感化を及ぼせり。彼はフリーエーの

如く労働権の確認には社會の改造を必ずしも要せず、現社會制度其儘にて事足れりと爲すものにして、之によりて私有財産制度の基礎を堅固ならしめ得るの利ありとせり。曰く「*La condition sine qua non pour la légitimité de la propriété est donc que la société reconnaisse au prolétaire le droit au travail et qu'elle lui assure au moins autant de moyens de subsistance pour un exercice d'activité, donné que cet exercice eut pour lui en procurer dans l'état primitif théorie du droit de propriété et du droit au travail.*」（所有權の合法性に缺くべからざる條件は社會が貧者に労働権を認め、與へられたる活動に要する生存資料を幼稚なる状態に於て得可き程度に保障すること是なり）と。コンシデランの説は甚だ鮮明にして且つ人を首肯せしむる力あり、一八四八年二月十五日の宣告文を以て當時の佛國假政府は公けに労働権を認むる主義を宣言するに至れり。其宣言文は最も肝要なるものなれば左に掲ぐ。

Proclamation par laquelle le gouvernement provisoire s'engage à fournir du travail à tous les citoyens. République française, le gouvernement provisoire de la République française s'engage à garantir l'existence.

de l'ouvrier par le travail ; il s'engage à garantir du travail à tous les citoyens ; il reconnaît que les ouvriers doivent s'associer entre eux pour jouir du bénéfice (légitime) de leur travail ; le gouvernement provisoire rend aux ouvriers auxquels ils appartiennent, le million qui va échoir de liste civile.

右譯文

假政府に於て凡ての市民に労働を供す可き義務を負ふことの宣言。佛共和國、佛共和國の假政府は労働者の生存を労働によりて保障するの義務を負ふ、凡ての市民に労働を保障するの義務を負ふ、労働者が労働の正當なる利益を享受し得んが爲め互に團結す可きことを認む、假政府は此爲めに元首費の中より百萬「フラン」を割いて提供す

此の宣言は大體の主義を認めたるのみにて施行の細目を定めず。仍て同年四月二十七日訓令を以つて之を定め、國民工場（アテリエ・ナショナル）を設立して、此によりて國家は労働者の欲するに任せ之を雇傭することゝ爲せり。五月十九日に至りて八萬七千九百四十二人の労働者を收容したれども、種々の難問題起り到底國民工場を持続するを得ず、六月二十一日に至りて之を閉鎖するの已むなきに至れり。其の後獨逸に於ても類

似の計劃ありしも終に實行に至らず。斯く國民工場制度が不成績なるに伴ひ労働権の思想も振はず、唯近來再び労働権の提唱せらるゝありと雖も甚しく普及するに及ばず。蓋し労働権は畢竟生存権の一手段なるに過ぎざること前述の如くにして、根本義定らざるに手段のみを重視するも實際の用尠きによらずんばあらず。

第二章 労働全收権

第一節 綜 説

労働全收権とは生存権と相對する一の社會權にして、後者が労働能力労働機會労働實行の有無を論外に置き、單に生存の事實を以て要求の根據とするに反し、労働實行の事實のみを根據として主張せらるゝものとす。經濟上に於ける人の意義は、欲望の把持者た

ること勞働の實行者たる事、換言すれば要求と其充足との二個の方面に盡きたり。社會哲學は畢竟するに、欲望の整理と勞働の充實との調和に基く社會生活の統一を以て其考究の主題とす。社會法學の任務は其調和が實現せられべき社會法の具備を圖るにあり。故に此の問題は先づ社會哲學上の一事項として取扱はざる可からず、社會法學は其の研究の結果を取りて、更に自家の領域を開拓することを期せざる可からず、而して最後に來る可きは經濟哲學にして、斯く考定せられたる所を社會經濟の立場よりして審かに觀察す可きものとす。生存權と勞働全收權とを連結する社會權は勞働權にして、此は實際上の一要求として稍具體的の形態を取り得可き性質を有し、又事實に於て具體的に實現せられたるもあり、反之生存權も勞働全收權も實際事實の問題としては、嘗て左程の重要を得たることなく、唯だ理想的空想的の主張としてのみ意味を有せり。蓋し勞働權は明白單純なる形式に於て主張せられ得るものにして、之を理論の問題として見れば第二義に落つるものなしとせざる其反對に、生存權と勞働全收權とは理論としては第一義的のものなれども、實際問題としては第二義以下に屬するものなればなり。故に淺薄の見を執

るものは謂らく、生存權といひ勞働全收權と云ふ、必竟昔日の自然法の陋説の遺物のみ見よ、今日實際成立てる權利の概念と、此種の所謂社會權の概念と到底兩立し難きことを、實際の法律が認めて權利とし、吾人の社會生活の史的發展の行程に於て權利として認めらるゝものゝみ權利なり、社會權は此意味に於ては權利の實なきものなり、之れに虚名を附與するは甚だ不可なりと。此見解一理なきにあらず、實力關係にのみ著眼し、實力配布の方法としてのみの權利を認むることは、羅馬法に囚はれ更に解釋法學に支配せらるゝものに取りては、理正さに然る所にして異なる立場よりして下す見解は之と共に立つこと難し。歴史派經濟學が動もすれば所謂偏史觀(ヒストリズムス)に陥り、『在るものは凡て合理なり』との根本見地よりして歴史の裁可を以て命令範圍と心得、其他一切のものを排斥するが如くに、歴史法學も亦單に現在の辯證を以て能事とし、其の依つて來る根本動力の研究は全く捨て、顧みざらんとする傾向あるとは否定す可からざる所とす。實力關係の定めたる現在は事實なり、解釋法學に取りては最高の權威たり、然れども社會哲學の眼より見れば、實力關係を超越して社會意欲の目的と手段とに付ての正しき見解

のみが最終の問題にして、現在の事實は問題の説明に缺く可らざるは疑なしと雖も、其の歸趣を指示するものと認むる能はず。況んや現在有りの儘の實力關係を其儘に合理と解し、單に之が辯護を以て研究の能事とするをや。斯くの如くんば社會權の理論の如き全然容るゝの餘地なきは當然のみ。會社哲學は絶えず其前提を覆審し、其の理論を新たな社會生活の發展形態の立場に對照し吟味し検査し行くによりてのみ存立す。社會法學は社會法生活の引續いて呼起する所の實際の必要を標準とし、一切の法的内容を其の標準に價值付け行くによりてのみ發達す。社會經濟學は普通生活の變遷を嚴重に追尋し行くによりて建設せらる。社會權の理論の研究は此の意味に於て極めて肝要なり。而して生存權は將來の問題を主とし、労働全收権は過去に屬すること多し。されば其の理論は後者に於て著しく發達し、前者に就ては向後の擴充を待つ可きものとす。

第二節 意 義

労働全收権の内容は一言を以て掩へば、労働の實行者は労働の成果の全部を收得する

ことはなり。之を分解する時は先づ労働の實行あり、次に労働の成果あり、第三に全部の收得と云ふことあるなり。從て起る問題は、一労働の實行と労働の成果との關係二労働者と其の收得との關係の二なり。之を經濟學の通語を以て云ひ表せば、第一は生産行程の研究にして、第二は流行程上の問題なり。社會哲學の眼より見る時は、第一の問題は事實の闡明にかゝり、第二の問題は價值判斷上の一要求に歸著す。學問上の業としての重要な問題は第一にして、第二の問題は實行と密接の關係あり。從來労働全收権に就て云爲したるもの、其の大多數は直ちに其の議論を提げて實行上に要求を立てたり、故に學問上の價值寧ろ甚だ鮮く、實行の行程としても殆んど成功したものなきが如し。さて生産行程上の問題と云ふと雖も、其の生産は無論流通經濟内に於ける生産のことにして、流通を離れて孤立する生産者のことは毫も此の研究に關係なきものとす。又流行程上の問題と稱するも、労働と其の收得の關係には事實の説明と價值判斷に基く要求と混在し居れば、學問研究上に於ては精しく兩者を辨別するを要するなり。而して價值判斷を立て之に付て實行の要求を認めたる労働全收権論は、俗に所謂學理的社會主義なるものは

也。アントン・メンガーは其の社會主義史に下すに『労働全收権史』なる名稱を以てせり。是れ最も能く其の真相を捕捉したるものと云ふ可し。此くの如く一定の理論的立場を確立してこそ、社會主義なる名の下に行なはるゝ雜駁多岐なる議論を系統的に諒解するを得べし。労働全收権の理論を實際上に建立せんとすることに於てのみ、社會主義なるものは經濟學の題目となる、其の他の複雑なる事項は直接には經濟學と關涉する所なきものとす。

第三節 生産理論としての労働全收権

生産理論として此思想に基礎を置きたるものは、或はサー・ウキリアム・ペター、或はジョン・ロックを擧ぐるを得可し。然れ共最有力に後世の思想の土臺を置たるものは、私見によればデヴィッド・リカルドなり。殊に次の一言は語簡なれども之を玩味する時は、やがて労働全收権の要求を胚胎するものと見る可し。It is the comparative quantity of commodities which labour will produce that determines their present or past relative value, and not

the comparative quantities of commodities, which are given to the labourer in exchange for his labour (Principles I. E. p. 11) (財の現在又は過去の價值を定むるものは、労働が生産すべき財の比較量なり、労働と交換に労働者に與へらるゝ財の比較量に非ず、此言はマルサス及アダム・スミスが『支配せらるゝ労働の分量』を以て價值の尺度なりとする説を駁する爲に成す所なれども、其の裡に含まるゝ思想は此の論争の間に鍛へ上られたるリカルド獨得の労働價值論の深き根柢を爲すものと云ふ可し。蓋し労働全收権の生産理論は労働價值論を受け容るゝことなくしては多く意義を失ふものなり。リカルドは後には資本利潤をも價值の原因として認め、其説は更にジョン・スチュアート・ミルに至りて擴張せられ生産費價值説となりしも、今此く論ずる段に於けるリカルドは純粹なる労働價值論者にして、一切の交換價值は之を有する財に費されたる労働あるによりて起り、並に其高低は之に従ふものなりと説くものとす。後の労働全收権の理論が程度の差はあれ、孰れも労働價值論を根據とする事は、實にリカルドの此思想に胚胎す、他の學説は間接には其々影響ありとは雖も、直接に労働全收権の要求を産出す力を備へず。故に労働價

値論にして破れんか、労働全收權の理論は之を維持すること不可能なりと斷言して差支なし（而して學問進歩の現況は實に然りとす）。さてリカルドの右の言を更に平易に説明すれば次の如きなり。價值の原因たり又尺度たるものは労働あるのみ、アダム・スミスの如く穀物を以て尺度とせんとするは誤りなり、而して其労働とは現に其財の生産に費用せられたる労働のとならざる可からず。アダム・スミス又マルサスの説く如く『支配せらるゝ労働』は何等の關係なし。他の労働を支配するは價值あるとの結果にして其原因にあらず、原因は費されたる労働あるのみ。一物一財の生産が費す所なくして營まるれば、其の物其の財は如何に多大の利用を有するも、決して價值（交換價值）を有するとなし。交換價值は唯だ實現せられたる場合に於て他の労働を支配す。さて斯く費されたる労働のみが價值の原因たる以上は、労働者の承くる所の賃銀は價值の結果にして其原因に非ず、換言すれば賃銀の多少は財の價值を左右する力を有せず、唯労働の費されたる分量のみが價值を左右するなり。故に此理を推究し行くときは費されたる労働は全部價值となる。然るに労働者には其全部拂渡されず、是れ賃銀と價值と懸隔する所以

なりと云はざる可からず、從て改正の要求は直ちに之に基きて立てられ得可し。唯一の價值原因たる費用労働の給付者は、其の價值の全部を收得す可きは理の當然なるに實際の分配行程は此理に従はず、生産せられたる價值の唯一部分のみを労働の給付者に頒布するのみ。故に其他の部分は價值を發生するに何等の貢獻なき他の社會階級の占むる所となる。正しき分配を欲せば此後者の得分を廢し、之を其の正當の權利者たる労働者に全收せしむ可しと主張するは當然の歸結なり。故にリカルドの後間もなくホール出でて、リカルドが論究し置かざりし所を彼の前提を擴充しつゝ論究し、茲に労働以外の得分を餘剩價值と名け其研究に力を致せしなり。此には又分配理論としての『労働は生存の最低限に歸著するものなり』云々の定説は大に力を添ふる者と云ふ可し即ち此理論あるによりて労働の可收分と實收分との關係を精確に認知せしめ得ることゝなれり。労働價值論と一概に概括するも、マルサスが極力リカルドに反對して主張したる『支配せらるゝ労働』を以て其労働の内容と爲さんか、餘剩價值論も労働全收權論も容易に構成せられ得可からず、例へ構成せられても其趣は著しく異色あるものたる可し。然れ

ども普通云ふ意味にての生産理論としては、此説は寧ろ存在の理由なき者なり。支配せらるゝと云へば既に生産を終りたる後の事に屬す。換言すれば労働價值論が此意味にて正しき者なれば、價值は生産の範圍より出でて流通の領域に入る者ならざる可からず。之に反し費されたる云々を以て解する労働價值論は、徹頭徹尾所謂生産の理論也。是れ生産を第一に置き從來の經濟學の本流が、リカルドの費用説のみを取りてマルサスの支配説を全然捨て、顧みざる所以なり。故に今此の研究を新しき眼點の下に置かんには、先決の問題として價值の發生成立は生産理論として見る可きか、流通理論として見る可きかを考定せざる可からず。今日普通の經濟學は殆んど取除なく、價值論を流通論（交換論と稱する部分）中に組入るゝの例なり。唯だマーシアルの異例ありて吾人の注意を惹くのみ。然るに其生産の定義はと問へば、新らしき學者は一樣に生産は技術的行程のみを云ふにあらず、價值の發生を伴ふものなりとするなり。是れ熟考を要することなり。生産が價值の發生と同義なれば、價值論は生産論ならざるに非ずや、然るに之を説くに交換論を待つと云ふは甚しき矛盾ならずや、斯く矛盾せる系統を立て、人も我も共に

怪まざるは偶以て經濟理論不透徹の大原因を成せり。此矛盾は私見によればジョン・スチュアート・ミルに發端す。リカルドは其開卷劈頭に價值論を置き、而して以下生産分配交換等と無用なる區分を立つる事を爲さざれば、矛盾の直接の責任者と云ふ可からず。然るにミルは價值論は必ずしも經濟學の根據に非ず、又出立點に非ず、之を説明することなくして生産論を試み、交換論に到りて始めて論及するに不都合を見ざるなりと呼號し、又價值を定義するに交換せらるゝ對手財の分量云々を以てしたり。此論一見透徹せるが如しと雖も、其生産の權念の甚不明瞭なる爲め後の學者は再び價值の發生云々に逃場を求め、茲に右の大なる矛盾を生ずる事となれり。此點に於てはジャン・バチスト・セーも亦大に責に任ぜざる可からず。兎にも角にも生産に論を起しつゝ、價值の説明を交換論まで留保し置くことの正しきや否や、吾人の大に考慮す可き所たり。而してミルの矛盾は更に大なり、價值の定義に於て交換對手の財の分量を云々するミル其人は、又生産費價值の熱心なる主張者たる事はなり。價值が生産費に原因し支配せらるゝものなるに、交換對手を云々することは到底兩立し難き異様の見解なり。『費されたる労働』のみを取

るも『支配せらるゝ労働』のみを取るも、兎に角其一を取りて説明を下すものなれば理路は一貫せり。然るに定義に於て支配論を取り解説に於て費用説を取る、如何に巧妙の論辯を以てするも、兩者は絶對的に不兩立的のものなるを知らざる可からず。ミル以後ミル以上の學者なく相率ゐて其誤れる路を辿り行くのみなれば、今日の理論が前述の矛盾あるを顧慮せざる不得止所なりと雖も、かくては労働全收権の問題は到底正しき解説を得る能はず。若し價值の發生を以つて生産の内容とするものならば、其價值は無論費用價值を第一義とせざる可からず、然らば労働價值論は全部ならずとも一部分に於ては是非とも之を認むるを要し、従て労働全收権の要求は如何の口實を以てするも全然之を斥くる能はざるなり。反之價值支配説を取らんとせば、價值の發生と生産とを必ずしも同一視するを要せず、労働全收の要求に對しても客觀的に答辯する事を得可きなり。餘剩價值の説明も亦同理なり。デード並にピエルソンが交換價值の論を先づ第一に置く用意は、矛盾説の裡に恬在するものに取りて清新の氣を吹送るものならずんば非ず。之を要するに生産理論として見たるときの労働全收権論は、堅固なる根據を有するものと

斷じて差支なかる可きなり。

第四節 流通理論としての労働全收権

價值は生産によりて發生するや流通によりて發生するやの問題と、價值は労働によりて測らるゝや其他のものによりて測らるゝやの問題とは同一事ならず、故にマルサスは其晩年到達せる説に於て費されたる労働は價值の原因なりと雖も、尺度に非ず、支配せらるゝ労働は價值の尺度たりと雖も原因たらずと云へり。今労働全收権の理論的根據としての問題は價值原因論にして價值尺度論にあらざるを要す。されば原因論たる此場合の労働價值論に付ては、リカルドもマルサスも共に同説なりと知る可し。否ミルも擴張をこそ企てたれ、其要旨に至ては兩者と共通なり。換言すれば、價值の發生を説くに於ては三者共に費用論者なり。費用論は生産論なり（生産費用論なり）。今流通理論としての價值原因論は之れに反す。流通を中心とすればこそ生産も消費も意味をなせ、之を外にしての生産又は消費なるものを認めざるなり。而して此見解を一部分的に代表する

ものは利用價値の學派是なり。唯從來の利用説は主觀個體にのみ重きを置き、其主觀と云ひ個體と云ふも、必竟は流通場裡にありての上のとなるを度外視せり。故に其説は部分的には甚だ入用なるも、全體より見るときは著しく不備不完の點あるを免れず。價値は意欲世界の問題なり、目的あり手段あり、此を執て彼に配偶するによりて茲に價値の判斷は生ず。而して意欲の世界は孤立の世界にあらず、社會共同の世界なり、目的と云ひ手段と云ふ意欲の主點が相交錯し、經濟上に於ては流通なる會同方面ありて始めて意味を成すものにして、左右田氏の所謂評價社會なるもの、やがて茲に云ふ流通の世界を成すものとす。此の流通の世界に於てこそ利用も費用も存するなれ。孤立隔絶の個體に於て利用費用と云ふ可きものは實甚だ異なるものにして、直接に此問題に接觸するとなきものとす。今勞働價値論を如上の意にての流通の理論として見る時は、マルクスの『社會的に必要なる勞働時間』の論に於て最も代表的の説明を有するものなり。即ち個人的にのみ概念せられたる費用を社會的の言に翻譯するものなり。然れ共費用、利用と單に云ふときは社會的にあれど社會利用社會費用とはならず、外觀上社會的に見たるの差はあ

りと雖も、實質に於て個人的なるとに於ては毫も異なる所なし。故に社會的に必要なる費用とは甚複雑なる幾多の事實を、強ひて單純なる形式中に壓搾するものたるを免れず。費用も利用も共に價値判斷の材料たるのみ、其構成要素にあらず、マルサスの支配せらるゝ云々を取りて原因の説明と爲すもの、是れ流通理論としての價値論にして、ミルが其定義に於ける着想は外形的に此見解を表はすものとす。社會共同生活なる流通場裡に於て、勞働か物か何等かの他界を支配してふことありて、始めて價値付けの行程起るものとするなり。其支配し得る原因は、更に利用と費用との二項目の存在に繋がる、と雖も、直ちに其が爲に支配せらるゝにあらず。勞働は費用の一項目たりとの立場を取れば、流通理論としての勞働價値論は成立たず、從て勞働全收の要求は斥けられざるを得ざるなり。

第五節 勞働の實行と其の成果との關係

マルクス流の勞働價値論に従ふときは、勞働の實行と其の成果との關係は誠に明瞭にして疑を挾むの餘地なきに似たり。然れどもマルクスの理論を仔細に點檢するとき、

前に明瞭なりしもの甚だ晦澁となり、殆んど適從する所を知らざるに至る。況んや爾餘の労働全收権論に於てをや。マルクスは餘剩價値は流行程に於て生ずるものにあらずれ共、又其の範圍以外に生ずるものにあらずと云て、自ら一のチレマに陥れるは人の知る所なり、思ふに其の理由は簡單なり。經濟事實としては労働の實行と其成果とは、機械的に又た技術的に言表はさる可きものにあらずして、社會生活の目的と手段との關係に於てのみ言表はし得可き一事に存せり。經濟行爲を批評する要領は、米何石綿何貫の實物其ものにあらず、其が吾人に對して有する價値なり、其價値は分量と提携するものと限らず、分量増せば價値減するを常とす。今流通現象として労働と其の成果との關係を見るときは、労働價値論の主張する如き必然的因果的順序あるものにあらず、一切の労働は或は成果中に具體せられたりと云ひ得るも、一切の成果は一切の労働を代表するものと云ふ能はざるなり。

第六節 労働の實行と其の收得との關係

成果と労働實行との間に必然的因果的關係を認め能はざる以上、労働と收得との關係が必然的ならずして、リカルドの云ふ如く『労働に對して労働者に與へらるゝ所の財の分量は價値に關係なき』は理の當然と云はざる可からず、從て此裡より實際生活に涉る要求を産み出すことなきは明白なり。

第七節 労働全收権論沿革略

ウキリアム・ゴドウィン（一七五六—一八三六）は十分なる意味に於ての労働全收権論の權輿なり。ホール、ダムソン、オーエンの三者は程度の差はあれ、皆ゴドウィンの影響を受けたり。ゴドウィンは所有權に三段ありとし、第一 The first and simplest degree of property is that of my permanent right in those things, the use of which being attributed to me, a greater sum of benefit or pleasure will result, than could have arisen from their being otherwise appropriated (Political Justice 1798, vol. 2, p. 432) なりと云ふ、其意各人は其の欲望に從て要する者を承く可き所有制度を以て最も正當なりとするにあり、換言すれば生存權の

要求となる。第二は The second degree of property is the empire to which every man is entitled, over the produce of his own industry, even that part of it the use of which ought not to be appropriated to himself. なりとし第三は現在の制度にして其の要領は Merely a power vested in certain individuals by the institutions of society, to compel others to labour for their benefit. なりとせり。即ち茲に第二段として第一段の理想と第三段の現実とを連絡するものは即ち後世の労働全收権を公認する所有制度なり。ゴドウキンは先づ差當りの要求として第三段より第二段への進捗を必要とし終には第一段に到達す可きものと認めたるなり。而して其政治的正義論は此趣意を明かにする爲め詳細の論を立てたり。ホールは『歐洲民に及ぼせる文明の結果』論中に曰く In order to put it in the power of the whole, or the bulk of the people in a nation, to enjoy the proper proportion of action and rest, two means are necessary: 1st, That each man should labour so much only as is necessary for his family; 2nd, That he should enjoy the whole fruits of his labour. 『努力と休安とを正當の比例に於て享受する力を人民に得せしめるには二箇の必要事あり。第一各人は其の家族

を支持するに必要なる丈けのみ労働す可きこと第二各人は其の労働の果實の全部を享受す可きこと是なり』と。ウキリアム・タムソンは分配論に就ての精細なる著述に於て、分配に自然律三ありとして曰く 1, All labour ought to be free and voluntary as to its direction and continuance; 2, All the products of labour ought to be secured to the producers of them; 3, All exchanges of these products ought to be free and voluntary. 第一凡ての労働は其の給付並に繼續共に自由にして任意たらざる可からず第二労働の成果は全部其の生産者に確保せられざる可からず第三其交換は自由にして任意たらざる可からずと曰く The measure of the capitalist, on the contrary, would be the additional value produced by the same quantity of labour in consequence of the use of machinery or other capital; the whole of such surplus value to be enjoyed by the capitalist for his superior intelligence and skill in accumulating and advancing to the labourers his capital or the use of it. (之に反し資本主の得る所は機械又其の他の資本を使用する結果として同量の労働が生産する追加価値なり、如此餘剰価値は畢竟するに資本を蓄積し、之れを労働者に前貸するに付ての彼の優れる智

慮熟練に對して資本主が享受する所なり云々」と。是れ明かに餘剩價值説と労働全收權論とを同時に主張するものと云ふ可し。此他ジョン・グレイ、ブレ、エドモンズ等皆類似の思想を公言せり。續いてサン・シモン其の學派及ブルドーン等佛國社會主義者に至りて此思想は大いに擴張せられ、ロドベルトスとマルクスとに至りて其の發達の頂點に達し、所謂學理的社會主義を建立したるなり。

第三章 労働協約

第一節 名稱及意義

労働協約なる成語は本文の筆者之を我邦に創めたる所にして、當時此名稱も其事實も我邦に知られざりき。筆者初は賃銀協約としたりしが、後其係る所單に賃銀のみに限ら

ず汎く労働の條件にあるが故に労働協約に改めたり。其後石坂博士は民法上初て此事實を我邦に紹介するに方り、獨逸の『タリフ・フェルトラーグ』を其儘に賃銀契約なる文字を用ひ、若干の學者は之に従ふ者ゝ如し。關博士は協約の字に集合なる形容詞を冠らせて集合協約としたるは、協約てふ筆者の成語は集合的約束の意なるに心付かざるが如し。されば労働協約又は労働賃銀協約なる名稱は別に之を改むるに及ばざる可し。協約(佛『コンヴァンション』英『コレクティブ・アグリーメント』伊『コンコルダト・コレクティヴ』)なる一字に重要な意義あり、獨逸にて之を契約『フェルトラーグ』と名くるは習慣の惰性に基くものにして、決して妥當なりと云ふ可からず故に佛人は『コントラ・コレクティヴ』と云ひしものを、近來は改めて『コンヴァンション・コレクティヴ』と云ふ。然るに石坂博士其獨語の當らざるを其儘に邦語に譯出し、従つて労働協約は其實契約にあらざるとを却つて誤解せしむるの因を作るは蓋し不可なり。此點關博士が筆者の造語に依りしと寔に然りと爲す。筆者嘗て此事を論じて次の如く云へり。『日本語には未だ確乎一定の名稱あるにあらざれば、予は其初に方りて賃銀協約なる狹義の名稱を捨て、意味汎き勞

労働協約なる名稱を執るを以て當を得たりと信ず。獨逸語に於て^中賃率契約なる名稱また尠からず使用せらるゝが如しと雖も、予は絶對的に之に反對せんと欲す^略其理由二あり。Tarifvertragなる語は國際條約上『協定税率條約』の意に於て慣用せらるゝと既に久し。然るに今全然別物にして而かも新時代の産物たる労働協約に、同一名稱を冠らしむるは却て混同を招く虞あり。二労働協約の法律上の地位性質如何今日未だ全然不定の問題たり、然るに之を言表はすに法律上一定の意義を有する『フェルトラーク』(契約)なる語を以てするは種々の誤解を惹起す可し。否労働協約は或意味に於ては從來の個人的契約を廢し、之に代ふるに團體と團體との間に於ける協定を以てせんとするものなり。されば『契約』の意味を有する文字は最も意を用ゐて避く可き所とす^{續經濟學研究四二二頁}

^{本全集前段一九四五頁} 西洋にても名稱必ずしも一定せず、先此事實の最も古より存したる英國に就て見るに (1) Price List (2) Collective bargaining (3) Trade agreement (4) Working rules (5) Wage scale agreement (6) Collective agreement of working rules (7) Collective agreement between employers and workmen 等其他にも異稱あり (7) は一九一〇年英國商務院労働

局の調査に公けに採用したる所なり、然れども其成語餘りに長ければ普通には (1) の『プライスリスト』(賃率) 最も汎く採用せらる、ウェット等 (2) の『コレクティブバーゲニング』を用ふ、關博士は此語を難じて『成立の經過に重きを置き、協約其物を指す用語としては當らず』(『工業政策』下卷四八八頁) と云ひたれども、其『バーゲニング』は協約締結の際のみを指して云ふにあらず、抑も雇主と労働者との雇傭關係の全體を意味するものなり、されば協約其事を言表はすには多少不足なるは勿論なるも、協約の内容たる雇傭關係が集合的なりてふ事實は十分に示されあるものにして、決して單に成立の經過のみに重きを置くものにあらず、簡潔明瞭なる英語としては此語最も當を得たりとす可きなり。『プライスリスト』の語簡は簡なれども、單に賃率の事のみ云ひて他の労働條件に涉らず、又協約の事實をも言表はさざるものにして極めて不十分なり。英人の無頓着なる實有れば名の如きは何にても可なりとして用ふるのみ、誰人も此れを以て妥當なりと思惟するにあらず。筆者嘗て Collective contract of Labour なる譯字を用ゐたることありしが、英國にては此語行はるゝことなしとて之を反駁した人ありき。

獨逸にても異稱甚だ多し即ち (1) Tarifvertrag (2) Lohntarifvertrag (3) Kollektivvertrag (4) Korporativvertrag (5) Normalvertrag (6) Arbeitsnebereinkommen (7) Tarifgemeinschaft (8) Lohnarbeitsgemeinschaft (9) Kollektiver Arbeitsvertrag (10) Korporativer Arbeitsnormenvertrag (11) Arbeitstarifvertrag (12) Lohnarbeitsabkommen (13) Gesamtarbeitsvertrag 等是なり。其中最も普通に行はるゝは(1)なり、此語は直譯すれば賃率契約(石坂博士)にして事實の内容を言表はすには甚だ不適當なり(11)は此賃率契約に労働なる語を冠せたるに過ぎずして決して妥當の成語にあらず、筆者の取らざる所なれども現在最も汎く行はる。契約(フェルトラーク)なる語は必ず之を省き協約の實を表す可き語を以て代へざる限り適稱と云ひ難し。筆者の考にては Arbeitsnormenabkommen; Korporativer Arbeitsnormenvereinbromen とせば最も事實に近かる可く、又は労働協約の或場合即ち一般的なる物に限りて使用する(7)又は(8)を取りて Tarifgemeinschaft; Lohnarbeitsgemeinschaft 又は少しく修正して Arbeitsnormengemeinschaft と爲せば簡潔と妥當と兩乍ら完きに似たり。クルトヘルヒはコンラッド『經濟統計年報』第三編第三十五卷第五百七十七頁以下に Zur Terminologie

der Lohnarbeitsgemeinschaft (労働協約名稱論)なる考證文を載せて此事を詳細に考たり。佛蘭西にては一般に Contrat collectif du travail なる語を用ひ來りしが近來『コントラ(契約)』を『コンヴァンション』(協約)に改め、之に『労働條件に關する』てふ添詞を加へて用ふ。伊太利も之に同じくミエタ、ロマネリ兩氏を始め一般に Contratto collettivo di lavoro なる文字を用ひ、和蘭にては マイエルス等亦た collectieve arbeidscontract (共に集合労働契約)の語を用ひたりしが、近來伊太利にては官廳の用語として Concordato collettivo di tariffa 和蘭にては Collectieve arbeidsovereenkomst なる改稱を用ふるに至れり。兩者共に『労働協約』の義なり。然るに最も進歩したる新法典たる瑞西新債務法に於て(12)の『共同労働契約』なる名稱を採用したるは甚だ惜しむ可きことなり。されば邦語として労働協約の語を用ふるは世界共通の慣行に合するものとす。但し嚴密に字義に拘泥するときは労働協約とは一の労働作業全體を引請くる協約の意味に解せらる可くして不精密の嫌は免れ難し。労働協約の語によりて表出せんとするはさる全體の協約に非ず、労働契約の條件を豫め一般的に協約するの謂にして、労働雇傭其のことに直接

に關係するにあらず、故に強て精密ならんと欲せば、労働條件豫定協約、労働標準協約、労働條件協約、労働準則協約等と爲す可く、就中筆者は労働標準協約又は聊か長きを厭はざれば、労働條件標準協約と爲すを可なりと信ず。而も此名稱とても一經營一工場内に於ける労働規程 (Arbeitsordnung) に關する協約と混視せらるゝ虞なしとせずして萬全とは謂ひ難し。然れば寧ろ語の簡潔に重きを置きて労働協約と爲す可く、關博士の如く之に加ふるに集合なる文字を以てするは不必要にして、西洋に於て『コレクチヴ』なる語を冠らすは『契約』なる文字を用ふる以上、其普通契約と異なる所以を標出する爲にするものなり。『コンヴァンション』又は『アグリーメント』に『コレクチヴ』を冠らすは、必竟因襲の惰性に基くのみ、何等意味なき贅詞なり。然るを『協約』なる適語を始めより用ふる我邦に於て、さる無用の長物をまで添加せんとするは餘りに非獨創的なり。さる餘字を用ふるを厭はずとすれば、労働標準協約又は労働條件協約と爲す方遙かに勝れり。

第二節 本 質

労働協約の本質に付てコンラッド辭典に載せたテムメルマンの定義克く要を得たり。曰く Jenes Abkommen, durch das eine Arbeitergruppe und eine Arbeitgebergruppe Lohn- und Arbeitszeitrate sowie allgemeine Regeln für die Gestaltung der sonstigen Arbeitsbedingungen in den künftigen abzuschliessenden Einzelarbeitsverträgen zwischen den beiderseitigen Gruppenmitgliedern vereinbaren 『一の労働團體と一の雇主團體とが將來に於て締結す可き各労働契約に於ける賃銀及労働時間定率、其他の労働條件の設定に關する一般の規準を協定する約束を云ふ』と。筆者自ら嘗て次の如く定義せり、『労働協約とは雇主と労働者とが任意に各自團體組織の下に、労働雇傭關係に關し一般共通の條件を協定して、個々の労働契約の基礎と爲すの意思を公表する集合的約束を云ふ』續經濟學研究四二五頁
本全集前段一九四九頁即ち労働協約は労働契約を廢して之に代ふる者に非ず、個々の契約は協約ありと雖も其時々々に締結するを要するなり。唯だ其締結する協約を従前の如く全然所謂自由競争其實雇主本位に擅に定

むることなく、之に一定の標準——大抵最低限——を豫定し置きて、此標準の範圍以下に下ることなからしむる一方法なり。されば此種の標準協約は、労働雇傭の場合に限らず其他にも往々見る所なり、例へば價格最低限又は最高限協約の如き、運賃（鐵道又は船舶の）協約の如き屢々之れありて、經濟上運用の範圍小ならず、故にチムメルマンは此種協約一般に定義を下して *Der Tarifvertrag im weitesten Sinne ist eine genossenschaftliche (kollektive) Vereinbarung zwischen zwei Parteien mit Massenanhang oder Masseneinfluss, deren widerstreitende Interessen innerhalb desselben Wirtschaftsgebietes Aufrichtung bestimmter Schranken für eine gewisse Zeitdauer in einen friedlichen Gleichgewichtszustand gebracht werden sollen* 『多數の部員あり又は多數に影響を有する兩當事者が、同一經濟範圍内に於て相衝突する利益を、一定の期間に對して一定の拘束の下に置くにより、平和的調和を持來たす所の團體的（集合的）約束を云ふ』と爲せり。蓋し今日現在の經濟組織は、自由個人の對等なる契約を以て、あらゆる經濟的取引の原則と認むるものにして、此意味に於ては、労働も一の商品たるに相違なく、労働者は労働なる一種の商品の賣手と認む可し。然るに實際

に就て見れば斯くの如きは一の空理に過ぎず、労働の雇傭は決して商品の販賣と同一視するを得ず。然る所以は一労働の給付は労働者の人格と離す事を得ず、一定の労働を給付し得んには、其給付者たる労働者は自己の人格を其被給付者たる雇主の支配の下に置かざる可からず、商品を賣手が其の商品を引渡す以外、何等人格上の束縛を受けざるとは事情全く異れり。二労働者は主として無資産者にして又貧者たり、日々の労働によりて其日々の家計を立つるものなり、従つて一日働かざれば一日飢ゑざるを得ず、雇主との間に合意成立せずとて、一日の労働を賣控へする能はざるものなり。三今日の實際に於て労働は多數の商品と異り、其供給は常に動もすれば需要を超過せんとする勢あり、従て供給者たる労働者は多く不利益の地位に立てり。以上三個の理由により、労働雇傭の關係は法律上形式上は雇傭契約なる一の契約によると雖も、對等合意の實更になく、一は雇主の任意に定むる條件を全部として承諾するか否かの選擇あるのみにして、其提供せられたる條件を左右する權も實力も更に労働者に存せず。是れ今日労働問題の依つて生ずる本源なり。工場法其他公法的補缺手段により、部分的表面的には幾干かの改良を齎

し弊害を取除くことを得と雖も、以上の空理にして存続する限りは禍根は除かれたりと云ふ可からず。換言すれば、労働関係を私法上一の契約として取扱ひつゝ、實際に於て毫も契約の實存せざること、是れあらゆる社會問題の根本問題なり。此問題は二様に之を解釋解決し得可し。一は労働雇傭を一の契約と認むる今日の私法の原則を飽迄尊重し、實際生活をして此形式と相副ふ實を具備せしむるを勉むること。二は私法の契約原則を打破し、實際生活の活事實に合する新法理を設くること是なり。さて私法の契約原則にして理想的の者たらば飽迄之を尊重する第一の方法を取る可きや勿論なり。然るに此原則たる別に深き理由ありて打立てられたるに非ず、羅馬法の勝利自然法説の流行時代に於て、殆ど盲目的に契約の法理を雇傭關係に及ぼしたる者にして、同じく自然法説の感化の下に立てる當時の經濟學者は實際生活の事實を探求する迄もなく、一意に自由契約の法理を其の儘労働關係に適用することを勉め、終に今日にまで及べるなり。されば契約の原則は決して理想的なるに非ず、吾人は如何なる推理によるも、雇傭關係を一の契約と見ざる可からざるの根本的論據を發見する能はざるなり。従て強ひて法律上の擬

制を一貫するの必要あることなし。然りと雖も私法の原則にして存する以上、全く之を無視することは不可能なり、仍て實際生活に於ては一方此擬制に従ふと共に、他方實際の事情に添はんが爲、茲に契約兩當事者間の事實上に於ける甚しき不對等を取除き、雇主の實力に粗ぼ拮抗し得可き程の労働者の實力を充實する道開けたり。職工組合は即ち其有力なる手段にして、一人の雇主と一人の労働者の相對する時は、其實力の差天地霄壤も音ならずして、到底自由對等の合意を望む可からざれ共、一人の雇主又は多數の雇主の一團體に相配合するに、労働者の多數又は全體を一の團體として組織し、此團體と彼の雇主又は雇主團體との間に雇傭契約締結の事を行ふにより、稍々契約の法理に合する實際状態を現出し得る事となれり。然りと雖も此の團體的契約は雇傭關係其ものに非ず、種類を異にし能力を異にして場所と時間とを異にする各種の労働給付を、千遍一律なる團體的契約によりて拘束することは到底不可能なり。於茲職工組合の發達に伴ひ却て雇主との間の紛争は激甚を加ふることとなり、社會上の平和爲に破らるゝこと一再にして止まらず、労働協約は實に此缺陷を充たすが爲めに起れるものにして、以上兩種の根本解決

の何れにも専屬せず、即ち私法の契約原則を其儘に一貫せんと欲するものに非ざると共に、此原則を根本的に打破せんと期するものにあらず。契約の原則は個々の雇傭關係に就ては従前通り承認しつつ、他方に其等個々の契約に一般的標準を與ふ可く、殊に労働者の利益の爲めにする最低限度を團體的に一般的に又た集合的に豫め協定し、個々の労働契約をして此に準據せしめ、依つて以て契約原則の不備不自由を出來る文け取除かんとするものなり。されば契約原則の最も十分に認められ最も嚴かに勵行せられたる所は、労働協約の新事實亦た最も早く起りたる所なり、英國即ち是なり。他の歐洲諸國に於ては近時に至るまで協約の制行はれざりしが、十九世紀の末より二十世紀にかけて、獨佛を始め歐洲諸國に於て其普及著しきものあり、今日に於ては誰人も度外視するを得ざる一事實となれり。かくて労働雇傭關係を終始一貫して單に一の契約とのみ認むる事は、今日に於ては全然事實に合せざるは勿論、政策上理論上亦許す可からざるととなれり。是れ古來の一大變化にして、此趨勢にして進轉して已まざるときは、終に労働を一の契約事項とのみ見る舊時の思想は、地を掃つて消滅するに至るやも計られず。されば労働協

約は微温的なる所謂社會改良の一手段たるにあらず、現時の經濟組織を少くとも部分的に根本改造せずんば已まざる底の大活力を有する一大現象なり。關博士が此協約を目して『此等新制度は漸く試験時代を経過して、有力なる社會的平和維持の手段たらんとするの狀あり』（『工業政策』下卷四八六頁）と云へるは、楯の半面を見たるに過ぎず。協約は單に社會的平和維持の一手段たるに止るが如き微温的のものにあらず、更に深く徹底的なる一大潮流の赴く所を示すものなり。本文の筆者が始めて此事を我邦に紹介せし時は、コンラッド辭典エルスター字書共に此の目を載せざりしも、新版に於て兩書と此目を載せ、而も豊富なる文獻は歐洲各國に踵を接して起れり。蓋し社會政策上最新にして最重要なる一大事實なりと謂ふ可きなり。

第三節 種類

さて労働協約には種々の種類あり、先づ其の行はるゝ範圍より觀察すれば、一工場協約、二地方協約、三全國協約、四國際協約是なり。工場協約又は經營協約（Werkstattarbeitsvertrag

oder Firmentarifvertrag)とは一工場一経営に従事する労働者全體と其経営主との間に協定する協約にして、此の種の協約多く行はるゝときは地方協約、全國協約等は却つて爲めに妨げらるゝことなきにあらず、又其性質上最低度に屬するものにして往々にして、一工場内の労働規程(雇主の任意に定め労働者に服従を強ふるもの)と事實分つ所なきものにあらず、従て協約の新制度によりて所期する効果を十分に擧ぐる能はずして已むことあり。協約の制をして眞に有効ならしめんと欲せば其適用の範圍廣汎なるを要す、即ち全國協約又は國際協約の遙かに有効なる所以なり。又た工場協約にありては協約の一方は経営主に定りあれども其相手方は一定の労働者團體ならず、單に其工場に使役せらるゝ労働者中の代表者たる場合あり。其労働者が團體に結合せると否とを問はず、後に雇入らるゝ労働者は單に既定の協約に準ぜらるゝものあり、即ち一方の當事者は常に出入定めなき不定の労働者たり。又一経営主と其地方の或種の労働者全體との間に、此如工場協約を定むることあり、之を『無制限協約』と稱す。之に反對なるは特定の労働者團體との間に協定する協約にして、之を『限定協約』又は『團體協約』と稱す。獨逸に於

て最も發達せる印刷業者間の協約は一種の『無制限協約』なり。即ち團體員ならざるものも協約遵奉の意思をだに表明すれば之に均霑し得るものとす。

次に協約内容の廣狹、従て一狹義の協約 二廣義の協約の二種を區別することあり。

獨逸にては Tarifgemeinschaft と云ふは此の廣義の協約に用ふるを例とし、狹義の協約は Tarifvertrag と呼べり。普通協約は狹義のものにして、直接の労働條件殊に賃銀の率を協定するを主要とすれども、廣義の協約に至りては其外労働紹介労働仲裁賃率協定機關其他種々の事項をも併せて協定せり。印刷業協約は就中最も發達したるものとす。

英國にては此外に賃率の定め方に特別の制度を設け、所謂『滑尺率』(Sliding scale)を採用するもの少からず。普通は其々に特定したる金額を賃率と定むるも、此種の協約にありては然らず、其賃率を伸縮自由のものとし、滑尺率を定むるなり。之を『滑尺率協約』(Sliding scale agreement)と謂ひ、普通の『賃率協約』(Price list agreement)と區別す。

第四節 餘 論

抑も集合的に労働関係を規定せんとする企ては必ずしも近時の現象と云ふ可からず。中世の工業組合(ギルド)に於て年季上りの徒弟(『ジョルネーメン』、『ゲゼレ』)が自らの團體を作り(獨逸にては『ゲゼレンフェルバンド』又は『ラーデン』等と稱す、シアンツの詳しき研究あり)て親方の組合(『ヘレンツンフト』)と對抗せし時、兩者の間に集合的に労働条件を協定せし事屢々之ありき。然れども此等の事たる工業組織と雇傭関係の實質との全く異なる工場工業時代の協約と因縁的關係を有する事なし。されば今日の意味に於る労働協約の祖國は、近世工場工業の祖國たる英國に之を求めざる可からざるなり。一八二四年労働者團結禁止法の廢止せらるゝ以前にも、労働条件殊に賃金を集合的に定めたる例必ずしも之なきに非ず。然れども其根本に於て労働者の團體を認めざるものなれば、之を目して今日の意味にて云ふ協約とは爲す可からず。而して團體禁止法廢止以後暫時は自由契約思想萬能にして、亦た協約の事實を認むるの餘地なかりき。然れども此空理の維持す可からざる事は幾もなく明瞭となり、一八五〇年以後に至りては協約の事漸く盛となり、一八七〇年彼のマンデラ及ケットル兩氏の Conciliation ; arbit-

ration (労働紛争仲裁調停)の新運動起るや、協約思想は著しく普及するに至れり。されば此の兩氏は、亦労働協約運動の父と稱するも大過なきなり。獨逸にては英國よりも遂に後れて、一八九〇年以後協約の事一般に行はるゝに至りたり。是主として労働者團結發達の晩かりしに依るなり。さて英國に就ては一九一〇年商務院労働局の調査にかゝる詳細なる報告あり。之によれば、協約の總件數千六百九十六件にして、關係労働者總數二百四十萬人、即ち全英國労働者總數の約四分の一に及び、尙に盛んと云はざる可けんや。獨逸にても同年の調査によれば、件數八二九三にして、労働者數百三十六萬人に及び。以上兩國の外、佛國、奧國、瑞西、和蘭、米國、伊太利、白耳義、瑞典、丁抹等多少の差こそあれ、何れも労働協約の行はれざるはなきに至れり。其將來の大發達今より期して待つ可きなり。沿革及現況の詳細は茲に説かず。左に掲ぐる参考書目に就て商量尋討す可し。

参考書

(英) *Ashey, The adjustment of wages, 1903—Durand, Collective bargaining, conciliation and arbitration, (Report of the industrial Commission, V. 1, 12), Washington 1901—Gilman, Methods of industrial peace,*

1903.—*Hilbert*, Trade agreements in the U. S. 1906. *Price*, Industrial Peace, 1887—*Stauffer*, The Labor Contract, 1907. *Webb*, Industrial Democracy, 1902.—Reports on collective agreements between employers and workmen in the U. K., 1910.

(德・法・露) *Donatche*, Les conventions collectives relatives aux conditions du travail, 1907.—*Raoul-Jay*, Le contrat collectif de travail, 1907—*Nast*, Les conventions collectives relatives à l'organisation du travail, 1908.—*Faynaud*, Le contrat collectif du travail, 1901.—*Miglia*, Il contratto collettivo di lavoro et le associazioni operarie, 1908;—*Romanelli*, Il contratto collettivo di lavoro, 1908 (*Rivista internazionale*).—*Eyssele*, De collectieve arbeidsovereenkomst, *Themis*, 1905.—*Meijers*, Het collectieve arbeidsovereenkomst en de algemiene rechtsbeginselen, 1905.

(露) *Hüglin*, Der Tarifvertrag zwischen Arbeitgeber und Arbeitnehmer, 1903.—*Imle*, Gewerbliche Friedensdokumente, 1805. *Imle*, Die Tarifverträge 1907.—*Köppe*, Der Tarifvertrag als Gesetzgebungsproblem, 1907.—*Lohmar*, Die Tarifverträge. *Brunn's Archiv*, 1900, Bd. 15.—*Lohmar*, Der Arbeitsvertrag, 1902.—*Morgenstern*, Tarif und Lohn, 1906.—*Oertmann*, Zur Lehre vom Tarifvertrag, *Z. f. Socw.* 1907 Heft. I.—*Rundstein*, Die Tarifverträge im franz. Privatrecht, 1905.—*Rundstein*, Die Tarifverträge und die moderne Rechts-

wissenschaft, 1906.—*Sinzheimer*, Der korporative Arbeitsnormenvertrag, 1908.—*Sulzer*, Die kollektive Vertragschliessung, 1900.—*Zimmermann*, Artikel „Tarifvertrag“, *Conrad's Handwörterbuch* 3. A. Band 7, SS. 1094-1133.—Der Tarifvertrag im Deutschen Reiche: Die Weiterbildung des Tarifvertrags. Beiträge zur Arbeitsstatistik. Bände 3—5. 8. 1906, 1908.—Gutachten und Verhandlungsberichte des 29. ten Deutschen Juristentages, 1908.

(邦書) 關一著『工業政策』下卷四八五至五一八頁石坂音四郎論文(『京都法學會雜誌』所載)山口弘一論文(『國民經濟雜誌』所載)・福田德三『労働協約一斑』・『獨逸に於ける』・『英國に於ける』(以上『續經濟學研究』(本全集收錄)所收)・『貨銀協約の新趨勢』・『労働契約より労働協約へ』・『社會問題及社會政策概論』・『産業の將來』(以上『改定經濟學研究』(本全集收錄)所收) — 『經濟大辭書掲載』 —

八 生存權の社會政策

(改版經濟學考證 其四)

生存權の社會政策

生存權の社會政策は、國家の義務を以てその基礎とする。國家は國民の生存を保障する義務を負ふ。此の義務は、國民の生活の最低限度を保障するに在り。國家は國民の生活の最低限度を保障する義務を負ふ。此の義務は、國民の生活の最低限度を保障するに在り。

生存權の社會政策は、國家の義務を以てその基礎とする。國家は國民の生存を保障する義務を負ふ。此の義務は、國民の生活の最低限度を保障するに在り。國家は國民の生活の最低限度を保障する義務を負ふ。此の義務は、國民の生活の最低限度を保障するに在り。

目次

第一章	開題
第二章	富権階級の學問たる哲學
第三章	傳來の道德哲學
第四章	有機的發展説と財産及婚姻制度
第五章	革命の哲學と改良の哲學
第六章	社會改良の文化價值
第七章	心理主義と『ア・ブリオリ』
第八章	労働權労働全收權・生存權
第九章	必存の保障と生存の要求
第十章	日本社會政策の第二期

第一章 開題

社會政策の實際的施設の顯著なる發達は、十九世紀の末より二十世紀に渉る歐洲諸國の誇とす可き所なり。然れども今日までの社會政策は指を私法に染むることを避け、主として公法的手段を以て、而して多くは臨時應急的に箇々の事實を處理するに專なり。予は斯くの如くにして、歐洲の社會政策は終に行詰りの状態に達するの日なきかを疑はざるを得ず。嘗つて此卑見を陳べて社會主義には誤謬多し而も一個の哲學あり、社會政策正しきことなり、然れども何等の哲學を有せずと謂ひて同學の批難を招きたることあり。當時河上博士は『社會政策の哲學』と題して痛切に卑見を批評し、大に予が蒙を啓かれたりき。其事載せて『國民經濟雜誌』にあり。

爾來數年予は思を潜めて自己の誤を發見せんと勉めたれども、其結果は却て宿説を信するの念深きを加ふるに至れり。之と共に予は社會政策の根本思想は、生存權の主張に

存す可きことを稍々明確に認めざる能はず。今我邦社會政策の最先覺にして最高權威たる金井先生の祝典に際し此一小論文を獻呈し、メンガーを出立點とする最近若干思索の一端を披瀝して、再び諸先進の叱正を仰ぐ機會を得ることは予が無上の光榮とする所なり。

第二章 富權階級の學問たる哲學

社會政策に哲學ある可しとせば、新たに建てられたるものならざる可からず。今日までの社會政策は時々の實際的施設に日も維れ足らず、自ら新しく哲學を建て社會政策の立場に於ける世界人生觀を形づくる餘裕を有せず。従て今日迄の社會政策には何等の哲學なかりしなり。尤も此狀態に満足せざる學者なきにあらず、或は傳來の哲學に赴きて其人生觀を借り來り、或は社會主義より其哲學を奪胎し來りて之を社會政策化せんと

するものあり。然れども借用物は到底借用物たるを免れず、社會政策の基礎たる可き哲學としては一長一短ありて満足は得られず。

傳來の哲學其系統に種々あり、其學派は多しと雖も、何れも其社會其時代の『惠まれたる者』、即ち富族・權族の世界人生觀を反映する者なる事は共通なり。貴族的なるプラトンの哲學も平民的なるアリストテレスの哲學も『ストア』派も『エピクレーツ』派も實際派も先天派も、此點に於ては一の分つ所なし。疑ふものは傳來の哲學に於て問題として撰出するもの、如何なる種類に屬するか、此等問題を取扱ふ態度其哲學を解説する方如何なるかを仔細に點檢せよ。彼等の問題とする所は常に社會の上位に立ち、特惠の地位に在り、富と權力とを其手に握る所の高等種族の人生觀にして、下層多數者の世界人生に對する思想の如きは全く問題たらざるにあらずや。非快樂派と云ひ厭世派と云ふも其れは *Enterbten Ausgehauteten* 奴隸・隷民・小農民・勞働者の苦痛觀厭世觀にあらず、社會の特惠階級者間に於ける苦痛觀厭世觀にして、其苦痛も厭世も共に著しく貴族的色彩を帯びたり。傳來の哲學が人生の問題を取扱ふ態度を見よ、徹頭徹尾貴族的なるにあらずや。

彼等が其思想を表出する言語文章が多數下層民が最大の努力を費すも、尙到底諒解し能はざる難解晦澁のものたるは、彼等が態度が終始是れ貴族的なるを明證するものならずや。研究の爲の研究學問の爲の學問てふ好名辭は其貴族的態度を辯護する爲に濫用せられ、我等は『ペダゴグ』に非ず我等は『デマゴグ』に非ずと高く標置するは、實は下民との接觸を避くる辭柄たるなきを得るか。エーチエの如きは言ふに及ばず、今日迄の哲學者は極めて僅少の取除の外は自ら或は悟らずと雖も、特惠階級・富權階級の天地を以て哲學の天地と看做しつゝあり。社會政策が如何に力を盡して其中より自家の根柢を得んと勉むるも、終に失望に終ることは當然なり。自ら新に建つるにあらざる限り社會政策は、何時まで忍耐するも到底自家の哲學を得ること能はざるなり。

傳來の哲學が特惠階級の獨占物たることは其認識論其形而上學其自然哲學の何れに於ても明なりと雖も、其を詳論することは哲學の論文にあらざる本篇の範圍外に屬し、且つ又予の微力の企て及ばざる所なり。予は今單に道德哲學に就て略言するを以て足れりとせん。

第三章 傳來の道德哲學

今日の道德哲學は人間の意思と行爲との自由を前提とす。人が其行爲に對し法律的・宗教的又は社會的に責任を荷ふは、人の行爲は自由の選擇より出づと認めらるゝが故なり。自然の不可抗力より起る事柄は、如何に人生並に社會に重大の關係あり共、決して道德的判斷の下に立たず。然るに人生・社會の實際に於ては人間意思の自由は、常に社會現存の權力關係によりて左右せられ又絶滅せらる。獨立自尊を畢生の大教義と立られたる福澤先生が、子たるものゝ獨立自尊とは親の命令に服従するの謂なりと教へられたるは、獨立自尊（即ち個人意思の完全なる自由）は子たるものに存せざるを道破したるものならずや。家族學校兵役は如何に説明の語を重ねるも人間意思の自由を立證せず。成年獨立の男子は職業と之に伴ふ權力關係により、國家と（西洋にありては教會もあり）

其定めたる權力關係によりて支配せらる。自由意思より出づる行爲は極て限られたる範圍の人と場合とに就て言ひ得可きのみ。自由意思を前提とする道德哲學は一の假設に過ぎずして、人が人として爲す可きこと其ことを教ふるに非ず、與へられたる權力關係の下に人が何を爲す可きかを教ふるなり。即ち道德とは現存の權力關係状態に順應することの謂にして、不道德とは之に順應せざることをの謂なり。從て社會の權力關係に異動起るときは、昨日不道德たりし事今日は道德なり、道德たりしこと不道德となる。註一 權力關係の變遷急激なるときは、順應の宜きを失し期せずして不道德に陥るもの多きを見る。磔刑を値せし罪人基督が、同じ羅馬に於て神と崇めらるゝに至れるは權力關係の異動が過去の人格の判斷に迄影響することを示す所以なり。日本に於て基督と基督教會とを極端に誹謗するも差支なしとせられ、歐洲に於ては瀆神罪として嚴に罰せらるゝは彼にありて教會は未だ大なる權力の把持者たればなり。ジェームスの忠臣は後にジャコビン黨となりては英國に身を置く所なきに至れり。カントは其『純理批評』に於て神の存在の舉證を凡て打破したるに、道德律は神の存在と靈魂の不滅とを必然の前提と

して要すと主張したり。註二 彼は人格神を前提することなき佛教が道德教として基督教に劣らざる（或は勝れる者ある）を度外に置きたり。是彼が基督教が大權力者たる歐洲の學者たるが爲め、之に順應したる者に非ざるなきを得るか、彼にして日本の學者たらしめば果して斯く主張したりしや疑なき能はざるなり。註三 カントは道德最高三法則を立て、1) Handle so, dass du auch wollen kannst, dass deine Maxime ein allgemeines Gesetz werden soll. 2) Handle nur nach derjenigen Maxime, durch die du zugleich wollen kannst, dass sie ein allgemeines Gesetz werde. 3) Handle so, dass du die Menschheit sowohl in deiner Person als in der Person jedes andern zugleich als Zweck, niemals bloss als Mittel brauchst. 註四 Person als in der Person jedes andern zugleich als Zweck, niemals bloss als Mittel brauchst. 註五 と説きて明かに現存權力關係の不動を認め Staatelauter Rechte und keine Pflichten. 註六 と説きて明かに現存權力關係の不動を認めたり。然るに又其道德形而上學に於ては、Es ist überall nichts in der Welt, was ohne Einschränkung könnte für gut gehalten werden, als allein ein guter Wille. 註六 と主張す。善き

意思を以てして現存権力關係の當否を考ふことは道德的たる可きなり、然るに彼は又 über den Ursprung der obersten Gewalt als ein in Ansehung des ihr schuldigen Gehorsams zu bezweifelndes Recht werktätig zu vernünfteln を禁ず可しと主張す。註七 我等は彼の矛盾を列擧せんと欲するに非ず、哲學者中の哲學者たるカントにてすらも現存権力關係に順應するを勉めたることを立證せんと欲するのみ。

註一 近時支那に於ける宗社黨を清朝に於ては忠臣と見たる可きが如き、或は袁世凱の忠臣が今は國敵と見らるゝが如きは是なり。

註二 Kritik der reinen Vernunft. Akademie-Ausgabe. Bd. III. SS. 421-2. SS. 52-6—Kritik der praktischen Vernunft. 同上 Bd. V. SS. 124, 138.

註三 『吾思ふ故に吾有り』の外凡ての事疑ふ可しと説きたるデカルトが、加特力教の信徒は疑ふ可からずとなせる亦同じ。Discours de la méthode 1637, ch. 3.

註四 Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785. Akademie-Ausgabe. Bd. IV. SS. 402 ff.—Kritik der praktischen Vernunft. 1788. Akademie-Ausgabe. Bd. V. SS. 30 ff.

註五 Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre. 1797. § 49. Akademie-Ausgabe. Bd. VI. S. 319.

註六 Grundlegung der Metaphysik der Sitten. Akademie-Ausgabe Bd. IV. S. 393.

註七 Rechtslehre. § 49. Akademie-Ausgabe. Bd. VI. S. 318.

第四章 有機的發展説と財産及婚姻制度

今社會政策の根柢たる法律哲學・國家哲學・社會哲學に就て見るも、亦同一の結果を得るなり。今日の社會政策は歴史派經濟學と最も密接なる關係を有し、殊に其有機的發展説の影響を受くる事大なり。有機的發展説は自然法説に反對して社會と其制度とを作られたるものと見ず、自ら有機的に成れるものと觀察す。今私有財産制度のみに就て云ふも、有機的發展説は共產制度を以て原始財産制とし、其が有機的發展の行程上今日の個人的私有財産制度に到達したるものと教ふ。之を經濟史にて云へば、シュモラー、ブヒアー等の經濟階段説を生ず。私有財産の現狀に基く所謂國民經濟は人之を作出せるに非ず、社會の自然的有機的發展の結果なり、従つて人の意思を以て之を左右する能はずと爲す。

即ち現存の社會權力關係の合理性を立證することを得、現存私有財産制の神聖は一切の疑議を超越することとなる。所謂歴史派は這箇の有機的發展説によりて最も能く現存權力關係に順應し得るものなり。其名を歴史派と云ふに拘泥して嚴密に現實的歴史研究のみに訴ふる時は、原始共產制度には疑の容る可きもの尠からず。予は嘗て古獨逸土地共有制度に就て若干の疑を起し、有機發展説の出立點の根據必ずしも堅固ならざるを感じ甚しく不安の念を催すを禁ぜざりき。註一 今にして予は自己の迂愚甚しきを悟らざる能はず。國民經濟を最高段とする所謂經濟階段説が、獨逸の現状を合理的のものとするに必要なるが如く、原始共產説は現存の私有財産制度に合理妥當性を附與するに最も便なること、幾多の所有權理論の學理上弱點多くして、獨り自然發展説歴史的説明又は所謂社會利用説（セリグマンの造語）の今日に是認せらるゝが如くなるのみ。註二 獨逸の盛なる歴史派は單純なる歴史派に非ず、現状順應の有機發展的歴史派なり。其名に眩惑して之を現實的歴史説を取るものとせるは信する者の愚を表明するのみ。這箇歴史派が獨逸に盛なるは其が歴史派たるが爲にあらず、其が有機的自然發展論として現

狀の順應に最も便なるが爲なり。故に私有財産と相竝んで現社會の二大支柱たる婚姻制度に就ては、『ホルド』説、母權説悉く破らるゝも敢て差支なきなり。何となれば、婚姻制度は、特に順應するを要する權力關係の支配を受くこと殆んど之なく、從て特に階段説、有機的發展説を要せざればなり。換言すれば、私有財産制度は必らず何等かの *Eigentums-theorie*, *Rechtfertigungsversuch* を須要とし、婚姻制度は之を要せざるなり。元より婚姻制度に對しても異論なきに非ず、然れども其力は微少なり。然る所以は、現存の一夫一婦婚の制度ほど權力關係の左右する所とならず、人類全體の眞正の幸福に合するものはなきが故なり（但し多少の缺陷は元より之あり）。社會改造論者の主張する自由愛説、綜合婚説、國婚説、多姻説の如き多くは、單に一場の空想たるに過ぎず、人類の存する限り一夫一婦婚は其合理性を失ふことなかる可きなり。從て現存の親族私法は永く其妥當性を維持す可く、特に之を *rechtfertigen* す可き努力を要せざるなり。

註一 前掲文『ケーザー及タキトスに據る古獨逸土地共有制度』（本全集第三集三二七頁）
參考を乞ふ。同時に大塚金之助氏『メーン及ラムプレヒト説の批評』（經濟論叢及

國民經濟雜誌所掲)參照。

註二

拙文『ジョン・ロックの私有財産制度論』(經濟學研究所收) 參考を乞ふ。(本全集第三集一四八四頁) 並に改定經濟學講義第一卷(本全集第一集) 參照。

第五章 革命の哲學と改良の哲學

斯くの如く道德哲學、法律哲學は權力關係の維持と順應とを前提とす。社會政策が自家の哲學を這裡に求めて得ざるは寸毫も怪む可き所なし。社會政策は自然法説を認めず、社會を以て作られたるものと見ず、從て又社會は任意に作り直し得るものと考へず。然れどもまた社會政策は單に現社會の説明と順應とを事とするものにあらず、之に幾多の缺點を認めて改良の必要なるを主張し之を實現せんとするものなり。社會主義は之と異なり社會を作り直し得可しとなし又作り直さざる可からずと主張す。されば社會政策は多くの努力を費すにあらざれば自家の哲學を立つることを得ず。社會政策を生

み出したる歴史派は傳來の哲學を其儘に繼承しつゝあり、而も其は改良の試みを支持するに甚だ微力也。社會政策は其母より獨立して新たに一の哲學を建つ可くは、未だ餘りに幼く餘りに微力なり。故に哲學なきに堪へざる社會政策學者は、暫く忍んで母の哲學を藉りて纔かに其要求を充しつゝあり。之に反して社會主義は傳來の哲學とは始めより無關係にして、昔日の基督教と佛國革命との如く、自ら新なる天地を求め不完全乍ら一個の哲學を建てたり。之れ社會主義には誤謬多しと雖も、兎に角一の哲學の存し、社會政策は正しき事なりと雖も、何等自家の哲學を有せざる所以なり。

然れども借衣は到底借衣なり、社會政策の施設の進歩して漸く獨立成年の域に達する曉は、終に行詰りの状態に陥らざる能はず。新しき酒を古き革袋に盛るときは其袋は早晩破れざる能はず。或は窮餘社會主義に赴きて其哲學だけを借用せんとするものあり、是は更に大なる矛盾なり。革命を認承し社會を作られたるものと見るもの、哲學は社會は自ら成れるものにして、人の任意に作り直し能はざることを根本信條とする社會政策の哲學たり得ざるは始めより明々白々たり。社會政策の哲學は革命の哲學たる可か

らざることは現状順應の哲學たる可からざると同じ。社會政策自家の哲學は改良の哲學ならざる可からず。改良の哲學は未だ存せず、乃ち社會政策は自ら新たに自家の哲學を打立つることを要するなり。

第六章 社會改良の文化價值

改良は現状の固執を容れざると共に現状の顛覆を否認す。現社會の一々に就て慎重なる吟味を加へ其改む可きものと然らざるものとを分ち、改む可きものに就ては如何に改む可きかを指示す。此吟味此指示には必ず標準なかる可からず。詳しく云へば社會政策は單に因果理法の作用を認むるに止まらず、又一切の因果理法を無視するに非ず。自然發展の大勢、因果理法の作用は之を利用し之を指導することによりて、より能く人間の目的に合ふ様に爲し得ることを認むるものなり。乃ち自然法則の外に文化價值の判斷

を立てんとするものなり。傳來の哲學は因果理法のみを認むるものあり、文化價值の法則を共認するものあり、前者は措いて論ぜず、後者も亦貴族的產物當然の見地よりして、其認むる文化價值を現在權力關係の立場に於て求めんとす。例へば經濟上に於て資本主義の現状より打算して、資本を以て文化價值と認む可しと云ひ（アルトマン）或は貨幣經濟の現經濟組織に順應して、貨幣を以て文化價值と認む可しと云ふ（左右田博士）。故に此種の見地よりすれば、社會權を以て文化價值と認む可しと云ふが如きは、非認識論的の甚しきものたらざるを得ず（左右田博士説）。予は此見地を評論せん念慮は寸毫も之を有せず、何となれば現在の權力關係は彼にありては『ア・プリアオリ』たり、予に取りては『ア・ポストテリオリ』たればなり。

論者或は謂らく生存は自然事實なり、文化的生物たる人間の生存なるが故、自然事實以外なりとするは非論理的なり、非認識論的なり。自然事實たる人間の生存は、たとひ社會に對する一の權利たりとも一の自然事實なり、生れたる人が生存せんと欲するは因果事實のみ文化事實にあらず。之れを文化價值と認むと云ふは草木の成育を文化價值と認

むと云ふに均し。論理は斷じて此背理を容れずと。予は論者の口吻を藉りて反問せん、人が生殖の慾は自然事實なり、されば生殖の慾はたとひ社會に於ける婚姻の制度となりて現はるゝとも、依然として一の自然事實なるかと。

第七章 心理主義と『ア・プリオリ』

人の欲望は自然事實なり、然れども人の欲望を興へられたる社會に於て充足する人の行爲は文化事實なり。從來の經濟學が欲望論を以て出立點とすることの必ずしも妥當ならざること、は予も今に於て之を認む。然れども經濟學の欲望論は畢竟經濟行爲論の一部たるに外ならず、之を一概に心理主義なりとして斥けんとすることは必ずしも妥當ならず。而して傳來の哲學も亦此點に於て分つ所なきなり。再び例をカントに取らんか、彼は前に引く如く『世界に於て制限なく善しと認め得べきものは善き意思の外にあ

ることなし』と云へり。然れども善き行爲を産み出さざる善き意思ほど社會に於て無用なるものはなきにあらずや。カントの謂ふ善き意思は文化價值にあらず、之を善しとし、惡しとする文化價值は社會に於ける善き行爲（現權力關係に順應する行爲）なり、論者は經濟學の心理主義を責むるに先ち、カントの心理主義（かく名くるを得とせば）を難す可きにあらずるか。アントン・メンガーはカントを論じて謂らく

In seinem Eifer, die Postulate der reinen Vernunft den Regierungsgrundsätzen eines Friedrich Wilhelm II. anzupassen, übersieht Kant sogar vollständig dass er eine Metaphysik der Sitten schreiben will, und gebraucht Argumente, die nicht im entferntesten *a priori* gefunden worden sind. So wenn Kant darauf hinweist, dass die Volksvertreter im Parlamente mehr auf ihre eigene und ihrer Angehörigen Versorgung im Staatsdienst als auf die Erfüllung ihrer Pflichten gegen das Volk bedacht sind. (Rechtslehre, § 49.) Gewiss hat Kant diesen missgünstigen Seitenblick auf das parlamentarische System nicht aus der reinen Vernunft geschöpft, sondern aus den konservativen Blättern seiner Zeit, die ebenso wie ihre heutigen Nachfolger für die Gebrechen der

Parlamente ein ungleich schärferes Auge besitzen als für die Missbräuche der Gewalthaber.
a. a. O. SS. 63—64.

カントは議員の自家本位主義、我田引水論を『ア・プリオリ』に其純理性より導き來れるにあらざること、メンガーの謂ふ如くなると共に、彼に取りては暗君として卓越なりしフリードリヒ・ヴィッヘルム二世の御代が一の『ア・プリオリ』たりしなり。『ア・プリオリ』には内容を與ふべからず、與ふれば即ち普遍妥當性を失ふと主張する學者は、社會政策を責むるの前、先づカント其人を責むることを要す。生存権は内容を與ふるや否やは論外として、假りに之が内容を與ふるものとするも、フゥ二世の御代と生存権と何れが普遍妥當性に遠きや、須らく一考を要すればなり。

第八章 労働権・労働全收権・生存権

改良の哲學としての社會政策は、果して生存権の認承を以て打立らる可きや否や。社會權に労働権・労働全收権・生存権の三者あることは、予はアントン・メンガーの説を其儘に仰ぎて既に久しき以前より管見を公けにしつゝあり。註一 労働権も労働全收権も共に一の過渡的産物たり、畢竟生存権に至る可き Mittel zum Zweck たり。兩者共に單に労働するものゝみに就ての主張なり、労働せざるもの労働し能はざるもの、労働を欲せざるものとは全然没交渉なり、従て社會の全員を對象とする社會政策の根據とならず、畢竟一の階級主張たるに止まる。加之労働其もの否労働の産物其ものは、決して人の目的たらず、單に手段たり、労働に産物あり、其産物は全部労働するものゝ手に歸し、而して其歸したる産物は之を以て生存維持に充つることを得との前提の下に立てらる。人の要する所は生存なり、労働も其産物も此生存を維持する手段に過ぎず。若し社會權が社會政策の基礎たる可きならば、其は生存権ならざる可からず。然れども予の生存権の主張は此點より立つるにあらず、改良の哲學としては労働権も労働全收権も共に之れを認承す可きにあらず、獨り生存権のみ改良の哲學を與ふ可きが故なり。何となれば、労働権の認承は社

會の改良のみを以てしては到底之を爲すこと能はず、佛國に於ける失敗の經驗註二は能く此理を證明して餘あり。現在の社會組織の下に労働權を認むることは到底不可能事にして、如何に改良を加ふるも不可能は依然たり、故に之を以て改良の目的改良の到達點とするを得ず。社會を改造するに非ざる限り労働權の認承——一部分の認承は然らず——は一の空想たるに過ぎず。労働全收權亦然り、少くとも生産資本の共有、企業的全廢の行はるゝにあらざる限り註三マルクスの所謂餘剩價値の取去りは之を絶つこと能はず、従つて労働する者が労働の結果を全收するを認め得可からず。此理は労働全收權の主張が必ず社會改造の主張と相伴ふを以て能く明示せられあり。マルクスが別に唯物史觀を以て其哲學となすの必要を感じたること亦此理を旁證す。改良の主張たる社會政策が其上に築かれ能ざることは多言を須ひず。

之に反し生存権の認承は社會の權力關係の如何なる物たるを問はず、其成立と共に一部分は存せり。家族共産體然り、封建制度然り、扶養の權利然り、貧民法然り、現行家族制度亦然り。決して現存の權力關係と終始するにあらず、又た之を左右せんと欲するものに

あらず、之れと無關係に自ら一の根本要求として立つものなり。即ち如何なる權力關係にも順應し得可く、如何なる權力關係に對しても其要求に基く改良を促し得るものなり。社會の作り直しを要せず、單に改良を加へて足るものなり。自由意思の要求の如き不可能事にあらず、人が人として生存することの當然の可能事なり。凡百の改良に最高判定者として一貫の理論を與ふものなり。

註一 就中『生存權論一斑』（經濟學研究所收）『労働全收權』（本全集所收）を見られたし。

註二 本全集所收拙文『労働權』及び『ドローア・オートラヴァイニ』（法學新報所掲）、松岡博士『労働權論』（宮崎先生記念論文集所收）

註三 大正四年社會政策學會論叢第九冊瀧學士『社會政策の理想』参照

第九章 必存の保障と生存の要求

社會は人ありて存し人は生存の資料を得て活く、生存の資料を社會以外に求むること

は問題以外として、社會の内にありて之を求るは生れたる限りの人に共通の要求なり。強きもの優れたるもの富めるもの權あるものゝみに限られたる要求にあらず。經濟學にはマルサスの人口法則ありて、生まるゝもの必ず活くるものならざることを教ふ。是は一の自然事實なり。社會あり文化ありて存する生存權の要求は、此自然事實を打消すこと能はず。這箇の一大自然法則の下に於て文化法則として立つもの、即ち生存權の要求なり。詳しく云へば、生存權の認承は生者必存の保障にあらず、生者生存要求の認承なり。社會が一の文化價值として一の『ア・プリオリ』として此認承を受取ることなり。社會が作り直され又は消滅し得可しとせば、此認承も又立たざることゝなり、他の異なる文化價值によりて代位せらるゝなる可し。到底生存權とは現存社會を其の儘として考へて始めて立てらるゝ所の一文化價值たるに過ぎず。唯物史觀が生産交換事情の變遷を社會發展の唯一動源なりと説くは、歴史の認むる能はざる所にして、社會の發展は急激なる外來的なる強制によりて著しく面目を異にするものなり。然れども唯物史觀中に含まるゝ生存要求の一般性は事實なり。社會一切の發展は一方に特惠階級の維持の要

求と、他方に社會の凡の人の生存の要求と相交錯す。唯物史觀は唯一方の力のみを見る、社會政策の哲學は社會の全體より起る力を認むるものならざる可からず。

第十章 日本社會政策の第二期

生存權の社會政策は私法を悉く公法化せんとするものにあらず。又た公法を以て私法に代用せんとするものにあらず。今日までは主として公法上の手段によりたれども、今日以後は私法の範圍にも指を染めて之れを社會政策化するを要す。法律——私法を第一として——の社會化とは此謂なり。註一 此の意味に於て社會政策が經濟學の副産物たる現状の改まりて、更に法律學に於て社會政策が研究せられ、而して又進みて哲學が傳來の系統以外に社會政策に近づき來るの日ある可きは疑ふ可からず。新しき道德哲學、新しき法律哲學は此意味に於て起らざる可からず。我金井先生によりて開かれたる

日本社會政策の學問は今や其第一期註一を送りて第二期に入らんとしつゝあり。先生の壽を賀する我等は來らんとする第二期を如何にして迎ふ可きかを同時に考ふることを要す。

註一 Anton Menger, Die sozialen Aufgaben der Rechtswissenschaft. (2. A. 1905) 松本博士『私法と社會政策』(社會政策學會講演)を参照せよ。予は松本博士講演に先づ半年京都大學に於ける社會政策學會講演會に於て『社會政策と私法』とを述べたり、事は載せて當時の『京都法學會雜誌』にあり。博士も予も共に Menger, Das bürgerliche Recht und die Besitzlosen Volksklassen (4. A. 1903) に得る所多きものなり。猶他の立場よりするものに牧野博士『法律の社會化』あり。

註二 先生の賀會が工場法施行簡易保險實施と年を同うして催さるゝことは、我等が永く忘れ得ざる好記念ならずや。

|| 金井教授在職二十五年記念論集『最近社會政策』掲載 ||

九 労働團結權及同盟罷工權の發達

(經濟學論攷 第三篇三)

私の題として選びましたものは『労働團結權及同盟罷工權』といふことであります。此の問題に就きましては黎明會の講演集の第五號に、牧野英一博士が専ら法律上の立場からして、非常に詳しい御議論をなされたのを幸ひに戴くことが出来まして載せてあるのであります。諸君の中にはお読みになつた方が多數あるであらうと思ひます、私のは申さば牧野博士の右論文の補充であります。牧野博士は主に法律上の立場からお述べになりましたけれども、私は經濟上又た實際運動上の立場から補充しつゝ行かうと思ふものであります。又た牧野博士の法律上の御議論は、主に佛蘭西のことをお採りになりましたが故に、私は佛蘭西のことは殆んど略しまして、牧野博士の御論中に一寸は出て居りますが、その詳しくなかつた英吉利及び獨逸のことに就いて申上げて見たいと思ふのであります。

二

牧野博士は同盟罷工權といふ文字を用ゐられて居ります。又結合權といふ文字を用ゐられて居ります。恐らく日本に於て公に斯の如き言葉を用了られたのは、牧野博士が一番始であらうと思ひます。私も矢張同盟罷工權労働團結權といふ文字は前から用ひて居りますので、同博士から佛蘭西にはドロアド・グレーヴ（同盟罷工權）といふ文字はあるが、果して獨逸其他に於てもさういふ言葉があるかといふお尋でありましたから、私は獨逸にもストライキレヒトといふ言葉があるといふことを御答申上げました。會員中から然らば獨逸のストライキレヒトの歴史なり、或は理論なりを聴きたいといふ御註文がありまして、未だ其のお約束を果してありません。今晚は其お約束を果すことになるのであります。

三

扱この同盟罷工を一の權利と認めました——牧野博士の言葉で云へば、結合權——私も結合權と申しませう——結合權を權利と認めるといふことは、牧野博士の仰しやるやうに法律上では三の時期があつた。第一は之を權利と認めないのみならず、之を禁止した禁止時代、第二には之を許した時代——厭や／＼許した權利とは未だ認めない、單に結合の自由といふ事を認めた時代、第三は之を權利と認めた時代、斯ういふ風に三期に牧野博士は分たれました。成程立法の上から云へば左様な三の時期に分つのが適當でありませう。私は實質上からもう少し悉しく、之れを六つに分る必要があると思ふものであります。

四

第一の時代は、實質上に於ける労働團結權並に同盟罷工權に關しては何も知らなかつた時代——毫も之を念頭に置かなかつた時代、之を無關心時代と云ふ。是が一番長い時代であります。

第二の時代は、牧野博士が第一の時期と言はれた禁止時代——同盟罷工竝に労働團結といふ事實は最早之を看過することが出来ない。そこで慌てゝ之を禁止した禁止時代であります。

第三の時代は、私は之を曖昧時代と名けます。インヂイフェレントの時代——即ち禁止はして見たけれども、扱其禁止を徹底的にやる事が出来ないからして、そこで禁止したかしないか判らないといふ状態に在つた時代であります。解り易く云へば、我が日本は此第三期の曖昧時代に屬して居る。つひ此間までは禁止時代に屬して居つたが、此頃になつて當局者は其態度を改めて、治安警察法第十七條は、同盟罷工を禁止する箇條でも何でもない。又政府當局者は同盟罷工を禁じて居りはしない。唯だ同盟罷工の場合に當つて、暴行脅迫誹毀竝に誘惑煽動此五つの事を禁止するに止るのである。斯ういふ事を言ひ出す様になりました。殊に現内閣になつてから、そういふ事を言ひ出す様になりました。是は極めて近い事です。殊に現内閣になつてから、そういふ態度を執る様になりましたので、即ち非常に進歩した結果、漸く曖昧時代にまで進んで來たのであります。

第四の時期は、牧野博士の言はれた様に自由の時代——團結竝に同盟罷工を自由にする。即ち禁止を解いた、解禁時代と云つた方が宜いでせう。併し完全なる自由の時代ではありません。

第五の時代は、之を權利と認める時代——是で牧野博士の第三の状態に達したのであります。但し私の分類に従へば第五の時代——是は形式時代（フォルマル・ペリオド）形式的に權利と認めたのであります。併しながら實質的には未だ十分に權利が保障されて居ない。此の時代に屬して居つたのが、戦争の始まる前までの獨逸竝に佛蘭西であります。

五

佛蘭西獨逸に於ては同盟罷工權労働團結權は立派に認めて居ります。其權利を行使するに當つては幾多の妨害がある。或る場合には殆ど權利なきに均しい状態にあつた。殊に此關係に於ては集會結社法——集會竝に結社を取締る法律といふのは、佛蘭西にも

獨逸にもありまして、此集會結社法なるものは、事實に於て労働團結權並に同盟罷工權を殆ど無効なるものにして居つた。ですから獨逸の有名なる學者の曰く、英吉利に於て同盟罷工權といふものが本統に認められて居る。我が獨逸に於ては労働者は同盟罷工權と云ふ名は持つて居るが其他に何物をも有して居らぬ。労働者の有して居るものは唯だ同盟罷工權といふ名前だけである。随つて労働者が此權利を行使せんと欲すれば、彼等は直ぐ罰せられるのであると、斯う言ひました。實に其通りであつたのであります。

六

我が日本も今は此時期に屬すると考へる人があるかも知れまぬ。同盟罷工權は認められて居る。併ながら權利の行使は、治安警察法第十七條に據て妨げられて居るのだと解釋する人も随分ある様であります。併ながら私は實質上、日本はなか／＼未だ第五の時代まで來らずして、第三の時期に在るものと考へて居ります。如何にも形は似て居るけれども、其内容は大變に違ふのであります。牧野博士の御論に反對する積りではありま

せぬが、牧野博士は黎明講演集第五號に掲げられた論文に於て、獨逸の營業法第五百二十二條並に第五百十三條の事に論及せられて、是が我が日本の治安警察法第十七條の存續して居る状態に、一番能く似て居るのであると仰せられました。實に其通りであります。併し、博士はそれだけしか仰せられませぬが、若し之を輕々しく讀みになつた方が、獨逸の營業法第五百二十二條並に第五百十三條の下に在る状態は、恰も我が治安警察法第十七條を必要とする日本の現在の状態と同じものであると考へたならば、それは大變違ふのである。故に私は諄々しく其區別を申上げるのであります。

七

第六の最後の時代は、完全なる同盟罷工權並に労働團結權が認承せられて居る時代であつて、之を私は實質的權利の時代と名けます。此状態に在るのが、英吉利、濠洲等であります。尤も英吉利に於ても未だ完全とは言はれない、後に至つて申上げる積りですが、之を制限して居ます。其制限は、二つの點に於て殆んど無効になつて居ます。第一は其制

限に付て、裁判官がツヒ近頃（一九〇一年）迄は極めて合理的なる解釋を採る、牧野博士の主張せらるゝ、自由法的の解釋を採つて居るといふ事です。杓子定規的の解釋は採らない。時代の要求にチャンと應ずる様な解釋を採る。尤も中には採らないものもありますが多くは採つて居ります。而して集會結社法を以て之を制限するといふ様な事は全く無いのです。制限は多少ありと雖も、其制限は害にならぬ様に上からせられつゝある。是が第一であります。第二は労働者自身が眞に秩序あり紀律ある行動を執るが故に、此制限があつても是が邪魔にならない。法律に觸れない様に堂々と團結し、堂々と同盟罷工する技術を十分覚えて居る。是がために制限があつても邪魔にならない。偶には邪魔になることもありますが、それは極めて稀な場合に屬すといふ状態に在りますから、先づ之を以て完全なる自由と云つても大して語弊のないことゝ考へます。

八

凡そ以上六つの時期があるのであります。治安警察法第十七條を撤廢せよといふ要

求は、決して他の政治上の種々なる要求の如く、無理な事を主張するとか或は横車を押すとかいふ事ではない。抛つて置いても自然に然らざる事である。世界各国各文明先進國の經驗は、皆六つの時期を順々に進んで來て居る。日本と雖も抛つて置けば必ず第六の状態まで進むと思ふ。若し其所まで進まない國であるならば、日本は亡びる國であります。それは國は在るであります。日本は生きて居るでせう。けれどもそれは魂の無い抜け殻の日本國が存在して居るのみである。日本が眞に進化しつゝあるならば將來——而も遠からざる將來に於て、少くとも其の所に達するものと私は考へて居るのであります。故に治安警察法第十七條を廢止せよといふ要求は、詰り當然行くべき事を早くせよ——どうせやるならば善い事は早くせよ所謂善は急げ主義であるのであります。さうしなければいけないからしろと言ふのではない。抛つて置いても當然さうなるに決つて居るから、早くしろといふのであります。少し口幅つたい事を申すやうでありませうけれども、吾々の方は先が見えて居る。是れに反對する政府當局の中には、未だ時勢が熟して居らぬ——他日さうすべきであるか知らないが、未だ時勢が熟して居らぬと考へ

て居る人があります。是は政府の屬僚の中にあつては最も進歩した人でありませぬ。又或る種類の人は然ういふ事は許さない。何時まで経つても治安警察法第十七條は存続すべきものである、或は之を廢めるなら是に代るべき法律を作らなければならぬといふことを考へて居る人もあるのであります。何方が多數であるかは私は不幸にして知りませぬ。併ながら、兩者共に善い事は早く實現せらるべきものであるといふことを知らないであります。必ずしも國民を愚弄する積りではありませんまいが、國民進歩の能力といふものを極めて小に視て居る。又他面に於ては、今日の時勢の非常なる進歩といふことが能く了解出來ないのであります。故に是に對して右申すやうな立場を持して居るのであります。彼等に取つては無理ならぬ事でありませぬ。必ずしも故意に惡意を以て、私意を挟んで反對して居るとばかりは言はれませぬ。さういふ人もあるのでありませぬが、私は成るべく人を善人と視る主義を採つて居りますから、悉く善人である——善意を有して居る者とは解釋しますが、併ながら其善意たるや極めて愚なる善意である、解り易く云へば馬鹿の善意であると、斯う解釋して一向差支ないと思ひます。何となれば、吾々

が學問上から調べた結果に依れば、どうしても段々前に申した所の時期を経て第六の時期に到着すべきものである。西洋にあつた事だから必らずしも日本に起るとは限りませぬけれども、乍併此問題に就ては、必ず然うなるべきものであることを確信して居るのであります。乃ち以下歴史の事を若干申上げなければならぬと信する譯であります。

九

私共は主として過去の經驗に訴へるのであります。日本は其經驗がありませぬ。併ながら西洋各國に於ては、非常に長い間の經驗を有して居ります。其の經驗に就て外國は別だ日本は別だと云ふことは言へない。同じ人間であり同じ労働者である。而も日本は段々世界の先の大勢の最先に進んで來て居る國であれば、他の國で起つた事は日本の國情が著しく違はぬ限りは、日本に於ても起るものと、學問上推定しなければならぬのであります。私共が治安警察法第十七條の撤廢を要求するものは、決してプロバガンダでもなければ、又政治的野心のためでもなければ、労働者に阿り諂ふためでもなくして、唯だ學

問上の結論を力強く述べるに外ならぬのであります。

十

そこで労働團結權竝に同盟罷工權といふ大變やゝこしい字を使ひましたが、此労働團結權と申すのは、労働者が或る目的を達するがために、一時若くは長期に亘つて協同行動することを云ふのであります。之を労働團結と名づけます。随つて労働團結には二つの大きな種類がある。即ち一時的の團結と稍々永久的・持續的の團結とであります。

永続的の團結は、私は之を労働團體と名づけます。労働團體は即ち労働組合及其以外のものもございませうけれども、總稱して労働組合といひます。今も友愛會の話がありました。友愛會の如きは、此労働組合といふ事を日本に於て最先に唱へた所の一の團體であります。近來は是に類した團體が七分出來ました。其の永続といふ事は非常に永く續くものもありません。又左程でないものもありません。兎に角初から一時といふ事を目的としない。途中で解散するかも知れぬが、併ながら初の目的は永い間或は若干時

の間存續して行かうといふ目的を以て造るもの、其が即ち労働團體です。之に反して初から一時限りの目的を以て造るものが、牧野博士の言葉を拜借して言へば労働結合です。

十一

此兩者に共通する目的は、一人の力で出来る事を、多數の力を合せることに依つて可能ならしめやうといふのであります。若し一人の力で出来る事ならば、此二つの労働團結といふものは必要が無い。一人の力で出来るから多數の力でやる。若くは一人の力でやつて出来ることはなくとも、團結してやれば遙に有効に目的を達することも出来ませう。又遙に犠牲を拂ふことも少くして、出来るといふやうな事のために造るものを云ふのであります。故に初から大勢の人の寄合といふ意味が入つて居るのであります。

十二

扱この労働者の團結に對抗するものが雇主の團結であります。雇主といふ者も亦勞

働者と同様に團結をするものでありまして、其團結にも亦團體と結合とあります。一時限りに寄合ふものもあり、又持續的に寄合ふものもあります。而して此の雇主の團結といふものはズツト古くから在る。今日に至りましては殆ど雇主といふ雇主は、何等かの形に於て團結に加つて居らぬものはない。團體に加はつて居るか結合に加はつて居るか、兎に角全く孤立して居る所の雇主といふものは全然無い、進歩した國に於ては然うであります。日本でも殆ど左様であると斷言して差支へない。何となれば、雇主の團結といふものは極めて簡單に出来る。人数が少い。今日は電話を利用して、お互に足を運ばずして協同してやらうぢやないかと云へば出来る。或は電話を利用しなくても、初めから意思が疏通して自ら團結するものも幾らもあるのであります。

十三

此雇主の團結に對するものが、即ち労働團結であるのであります。法律の上に於ては、現に日本の治安警察法に於ても、亦獨逸の營業法の第五百五十二條並に第五百五十三條に於

も、雇主の團結と労働團結とを同時に規定して居る。兩者に對しては全く平等均一の取扱をして居るのであります。平等均一の取扱をして居ると云へば大變善く聞えますが、是は非常に間違つて居る。雇主の團結と労働者の團結とは、團結であるといふ點だけは同じだが、其他は悉く違ふ。實質上まるで別の者といつても宜い位である。然るに唯だ對抗して居る兩當事者といふ事だけを以て、之を法律上に於ては、全く同じに取扱つて居るといふことは甚だ間違つたことでありまして、私をして言はしむれば、是は法律の形式主義の弊である。

十四

今日の社會に於ける労働關係は労働契約であります。一切の問題は此の契約關係から起つて來るのであります。

即ち我が民法に於きまして、第六百二十三條に「雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其効

カヲ生ス』と規定してあります。是が雇傭契約の出來て居る根本的の規定である。是は日本で發明したものでも何でも無い。獨逸の民法其儘の翻譯であります。其證據に獨逸民法を讀上げて見ますと、其第六百十一條に『雇傭契約ニ因リテ勞務ヲ約シタル者ハ其約束シタル勞務ノ給付、其相手方ハ約束シタル報酬ヲ給與スルノ義務ヲ負フ、雇傭契約ノ目的ハ如何ナル勞務タルモ妨ナシ』殆ど日本と同じやうな條文で、唯だ後の一項だけは日本の民法にありませぬ。他は悉く其の儘の翻譯と云つても宜い位であります。

十五

諸君、労働關係を悉く舶來の法律で規定して置きながら、扱それを實行するに付ての問題に對しては、政府當局者資本家其他の人々は曰く、『日本は特別の國情が有る。所謂主從關係といふ濫い關係が有り、濫情主義といふ立派な主義が有る。何んで西洋の眞似をする必要があるか。學者が舶來の説を持つて來て色々煽動するからいけない』と斯う言ふ。宜しい。純然たる日本主義で行くならば、民法の第六百二十三條を何故廢さぬか。

獨逸の法律而もそれは羅馬法傳來の契約觀念を其儘に翻譯して置きながら、それに因て起る所の各種の主要なる問題に對して、特に日本主義を振廻すと云ふのは矛盾極まつたことではありませんか。

十六

抑々労働關係が契約關係であるといふことは、日本に於ては此西洋式の法律の出來るまでは無かつた。是は長い講義を要するのであつて、五分や十分では申上げられませぬから略しますが、日本の労働關係に於て、曾て契約といふ關係のあつたことは全然無い。是は私は斷言致します、どんな方が來ても私は對抗します。之を契約關係としたといふことは、全く舶來の法律のお蔭であります。今日の色々な労働問題は、労働の關係を契約關係と認めることに因て起つた。今日の労働問題は獨逸民法の第六百十一條——日本民法の第六百二十三條——此一箇條を輸入したことに因て起つたと云つても差支ない。それは少し極端と言はれるかも知れませぬが、學問上から云へば然うである。然

るに温情主義而して主従關係を云爲する。此温情主義主従關係といふものは契約主義の前には無いものであります。

十七

労働を契約であると認めるといふことは、西洋に於ても割合に新しい事でありませう。随つて今日の意味に於て謂ふ所の労働組合、労働運動の起つたのは、日本よりは古い、割合に新しい事である。今日の意味に於ける所の社會問題、今日の意味に於ける労働問題、今日の意味に於ける所の社會主義、共產主義、無政府主義、集産主義、此等各種の労働といふものを中心とした運動並に思想の生れ出たのは、労働關係を契約關係と認めた時に起つたのであります。此く労働關係を契約關係と認めたのは何處から來たかといふと、歐羅巴に於て最も古い羅馬法——一旦死んでしまつた所の羅馬法を、再び灰の中からほじくり出して輸入した時に始まるのであります。其以前には今日の意味に於ける所の労働問題といふものは無かつた。即ち今日の意味に於ける所の労働同盟罷工、今日の意味に

於ける労働團結は全然無かつたのであります。

十八

羅馬法に於きましては、労働契約といふものは、一種異様な事情から起つて來て居るのであります。羅馬法に於いては労働するといふことは奴隸のすることであつて、自由公民のする事ではなかつた。縱令一日でも所謂労働といふ事をすれば、其人は公民權を失つてしまふ。自治體の名譽職に選舉せらるゝ資格を失つてしまつたものである。其労働といふ意味は、どういふ事であるかといふと、他人の爲に他人から賃銀を貰つて働くのを云ふのです。さういふ労働をした者は、是は奴隸に陥つてしまふ。それでありませう。從つて所謂高尙なる仕事、自由職務といふものは報酬を當然要求することが出來ない、日本所謂醫は仁術なりといふ事と同じであつたのです。トコロが夫が段々變つて來て

到底それではやつて行けない。此方では黙つて居つても向ふからお禮を持つて来る。持つて来るお禮を受取るのは奴隷のする事ではないといふので、段々お禮の催促といふことが行はれるやうになつて来たのであります。諸君も御承知の通り、無布施經といふ狂言がある。坊さんがお經を誦んでも布施を呉れない。まさかお布施を呉れとは言へないから、坊さんが色々の仕草するけれども、施主の方で氣付かないために色々の面白い事が演ぜられます。羅馬に於ける労働關係は、丁度此無布施經のやうなものであつて、報酬を下さいといふことは言へなかつたのであります。

十九

是は東洋でも西洋でも同じ事でありまして、金錢であらうが品物であらうが、他からお禮を貰つて働くといふことは、穢れた事であるといふ考が人間の頭の内にあつた。それを法律化して契約にしたものが、即ち羅馬の労働契約の思想であります。随つて今の意味に於ける労働といふものは、奴隷しかやらなかつた。自分が奴隷を有つて居らなければ

ば、他人から借りて来て働かす。他から借りて来て働かすことに因て労働契約といふ事が起る。自分が奴隷を有つて居れば労働契約といふ事は起らない。自分の方で勞力が不足した時に他から奴隷を借りて来る——色の黒い奴を貸して下さい、黄色の奴を貸して下さい。一月幾許上げませう。宜しい。貸ませうといふので、恰も自分の處の豚や羊を貸すが如くに提供する。随つて労働契約といふものは、使用貸借契約の一種であつた。約り奴隷といふ人間を使用する所の契約であつたのであります。是が羅馬法に於ける労働契約の抑々出發した觀念であります。

二十

それぢやア餘り酷い。幾らか労働者の人格を認めなければならぬといふことで起つたのが労働契約をもじつた所の請負契約であります。請負といふ事は、日本民法第六百三十二條に規定してあります。『請負ハ當事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其ノ仕事ノ結果ニ對シテ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス』

是も獨逸民法をつくり其儘の翻譯であります。即ち獨逸民法を翻譯したことに因て、羅馬時代に發達したものが日本のものとなつたのです。さうして稱して日本には古來の特別なる國情が有るといふ。

二二一

契約思想を以て労働關係を律する前の歐羅巴の労働關係といふものは、一體どういふものであつたかといふとは悉く師弟の關係であつたのであります。師匠と弟子との關係といふものは、即ち十四世紀に至るまで、凡ゆる工業に於きまして親方といふものがあつた。其親方の處に弟子入りをして居る所の徒弟——英語の所謂アツプレンチスといふものがあつた。此アツプレンチスといふものが親方を助けて仕事をして居つたのです。此制度は現に日本に行はれて居ます。諸君は御承知でありませう。大工とか左官とかといふ處に弟子として入つて、五年なり十年なりの年季を入れて居る。今日で謂ふ所の契約労働者ではない弟子である。一種の實業教育を受けて居るものである。實

業練習生である。それから商店に於ては所謂丁稚と稱して奉公する——年季を入れて若干年の間勤める。其目的は労働するといふことではない。商賣の道を仕込んで貰ふ。他日一人前となつて獨立の店を持つやうに教へて貰ふ。主人の方では之を仕込んで一人前になれば暖簾を分けてやる。或は幾許かの資本と得意とを分けてやるやうにしたのであります。是は歐羅巴でも何處へ往つても然うでありましたし、日本で今尙ほ現に然うであります。支那や朝鮮の事は知りませぬが、日本は少くも然うであるといふことは確に斷言出來ます。徒弟關係であります。

二二二

随つて英國に於て始ての労働立法といふものは、徒弟取締法と名けて居る。スタチュートオブレーボラースと名けて居ますが、是はエリザベス女王の時（一三二八年）に出來たのであります。是が最近まで英吉利の労働法の手本となつて居つたのであります。此時分には労働團結若くは同盟罷工といふものは起りませぬが、併ながら弟子が師匠に

對して不平を抱いて、ふて寝をするとかいふ事はありましたらう。或は仕事をしないと
いふやうなことはありましたらうが、それは今日謂ふ労働團結ではない。唯だ個人的に
やる。是は決して労働者ばかりではない他に幾らもある。一軒の家にあつても妻君がふ
てゝから、朝若干寝る時を長くするといふことがある。是は同盟罷工でもサボタイジユ
でもない。斯ういふ種類の事は家庭問題としてはありましたが、併ながら労働問題では
無かつた。然るに十四世紀に至つて是が労働問題化したのである。即ち英吉利に於て
一三二八年にスタチュートオブレイボラースの出た所以であります。英吉利は是が始
であります。

二十三

大陸に於ても同時代に法律を設ける必要を感じて來た。何故かといふと、十四世紀に
なつて親方と弟子との關係が違つて來た。其以前までは弟子が一定の年限を勤めて卒
業すれば、誰でも皆主人になつたのである。丁度大學生が卒業すれば、學士になれたと同

様な譯であつた。所が十四世紀になつてそれが段々出來なくなつた。終生親方になる
ことの出來ない者がチヨイ／＼出來て來た。其所に一種の労働階級が出來た。終生人
に使はれて居なければならぬ所の者が出來た。そこで教育の意義が無くなつた。今迄
は親方は師匠であつたから、無理を言つても何でもした。又其の間に温情も存して居つ
たけれども、終生親方の位置に達し得ないで、労働をしなければならぬといふことになつ
たから、自ら兩者の利害が違ふ。其違ふといふことを、此等の階級が段々自覺するやうに
なつた。是が十六世紀になつて愈々激しくなつて來た。何故かといふと、十六世紀は近
世の始まりで各種の發明發見があつた爲めに、労働關係が一變してしまつて、此時代に於
ては、労働者でどうしても親方になれない者の數が非常に殖えて來た。隨つてストライ
キが起つて來て、労働團結が起るやうになつて來たのであります。

二十四

それでありますから第一の時期は、先づ十六世紀まで續くと見て宜しいであります。

十六世紀からストライキ竝に労働團結に對して、何とかしなければならぬといふことになつて來た。大陸に於て記録に徴し得る一番最初のストライキは、一三二九年に起つたのであります。是はプレスラウといふ處の革屋の職工がやつたストライキでありましたが、問題はどういふ事であつたか判りませぬ。其以後に起つたストライキは大抵判つて居ります。即ち十四世紀の一三五一年にシュパイアといふ處で織物職工がストライキをした。是は賃銀の値上とか労働時間の短縮とかいふことではなかつた。親方と自分達と同等なる社會上の待遇を得たいといふことの主張であつた。他方には一三四九年に佛蘭西に於て始めてストライキが起つた。即ち巴里の鞣工のストライキが起りました。是も社會上の地位に關する争であつた。即ち親方が親方として特別の地位を有して居つて、労働者に對して輕蔑の態度を執つて居るのは怪しからぬ、之を昔の通りに平等にして呉れといふ要求のために起つたストライキであります。

二十五

然るに十六世紀になりましてからは、稍々經濟上の原因からストライキをするものが起つて來た。併し總ての工業に於て起つたのではなくて、一番先に起つたのは印刷業であります。一體印刷業といふものはストライキの最も好い養成地であります。西洋でもさうであるし日本でも然うであるやうです。印刷業に従事する者は割合に文字の有る者である所謂知識階級に近い者である。始終時勢の進歩の先に立つ者であります。又西洋に於ては印刷業の労働者に對しては、初から随分酷い目に遭はせたものであります。何故かといふと、印刷業に於ては昔のギルドの仕組は無かつた。徒弟取締條例の範圍外に在りましたから、是に據る保護を受けて居らなかつた。雇主は初から随分横暴を働いたのであります。又印刷業といふものは初から資本主義的にやるといふ傾向のあつたものであります。印刷業に續いては建築業でありました。即ち大工、左官等建築に關係した工業に於ては、賃銀の引上を要求する所のストライキが、十六世紀以前にも少しづつありました。然るに十六世紀になつては、可なり頻繁に行はれるやうになつて來たのであります。

第三階級の要求を充すべく起つたのでありますから、第三階級が天下を取れば、自分達の都合の好いやうにするのは當然であります。詰り一切の制度を變へた。随つて労働階級の團結、其他凡ての共同運動を絶対に禁止し、而も是に臨むに非常な嚴罰を以てすることにしたのであります。併ながら佛蘭西は斯の如くして、労働團結並に同盟罷工を嚴禁することに於て一番えらい國であると同時に、又他面に於て此禁止を解くことに於ても亦非常に力を盡したのであります。

二十八

世界に於て労働團結權同盟罷工權が認められるやうになつたに就ては、恩人が二人あります。是の爲に寄與した人は澤山ありませうけれども、是非名を擧げなければならぬ人が二人ある。其一人は英吉利に於て労働團結の自由を得ることに努めた所のフランシス・ブレースです。彼の出身は裁縫職工であります。さうして段々労働運動に身を投ずるやうに至りまして、其盡力に依て一八二五年に團結禁止の解除が實現されたのであ

ります。もう一人は佛蘭西の人でありまして、佛蘭西の一番上に立つた人でありまして、即ちナポレオン三世であります。ナポレオン三世の値打は随分認められて居るかも知れませぬが、私どもから言へば、まだ一認められやうが足りない。彼は歐羅巴大陸に於て自由貿易主義を行つた。而もそれを自國で行ふのみならず、全歐羅巴を遊説して其主義を行はせやうとした人であります。一八六〇年に英吉利と條約を結んで、佛蘭西自ら自由貿易主義を採ることにしたのみならず、獨逸をして自由貿易主義に傾かしむるに至つたのも、ナポレオン三世の力であります。ビスマルクは始めは自由貿易主義者でありましたが、其れは全くナポレオン三世の感化である。是れ或はビスマルクがナポレオン三世を利用しやうといふ動機から起つたのかも知れない。それは動機としては悪るかつたとしても、手段として自由貿易主義を採つたといふことは宜い事である。それは約りナポレオン三世が自由貿易主義者であつたからであります。尙ほ是より功績の大なるは、ナポレオン三世が一八六四年の五月二十五日に、法律を以て労働團結の禁止を全然解禁した事であります。獨り佛蘭西に於て解禁したのみならず、是が刺戟

となつて他の國も解禁するやうになつた。即ち獨逸に於ては一八六八年に於て此團結禁止の解かれたのは、全くナポレオン三世のお蔭であります。

二十九

一八六四年の五月二十五日に佛蘭西の法律が出ます。や當時獨逸は非常に佛蘭西を崇拜して居りましたから、其眞似をして直に獨逸のブロイセンに於て労働團結禁止を解かうといふ議論が政府當局者の間に起つた。併しそれは直に實行出来ませぬ。一八六六年に成案を得て一八六八年に至つて法律となりました。即ち一八六八年に發布せられた所の北獨逸同盟の營業法是れであります。佛蘭西に後れること僅に四年です。當時獨逸の状態は佛蘭西よりも非常に後れて居りましたが、其労働團結禁止を解いたのは四年後れたのみであります。而もそれは事務上で四年後れたので思想が後れたのではない。黎明の光が早くも佛蘭西より獨逸に射込んで來たのであります。此一八六八年に労働團結殊にストライキに對する所の一切の禁止を解いた法律が現行——現行と云

つても今の獨逸ではありませぬ——戦争前までの獨逸の労働團結法であります。即ち獨逸の營業法第五十二條は、此一八六八年の法律を其儘承繼した所の法律であります。でありますから今日に至るまで獨逸の労働者は、ナポレオン三世の恩恵に浴して居るものと云はなければならぬのであります。

三十

大陸は其儘にして措きまして少し英吉利に移ります。併し然う餘り長くは中上げませぬから御安心を願ひます。ずつと前の事は大陸と同じでありますから略しまして、英吉利に於て労働團結を全然禁じたのが一七九九年であります。其を翌年一八〇〇年に至つて更に嚴重なる法律としたのであります。即ち十九世紀の第一年が最も不名譽なる労働團結竝に同盟罷工禁止の發令をせられた年であります。今日彼の進歩した所の英吉利でさへも、十九世紀の第一年に於て、凡ゆる労働團結凡ゆる労働同盟罷工を嚴禁したのであります。それが私の所謂第一の時期から第二の時期に移り行く過渡時代であ

つたのであります。獨逸が一七三一年、佛蘭西が一七九一年、英吉利が一八〇〇年、殆んど同時代と言つても宜い。皆遲蒔きに始めた。即ち労働團結並に同盟罷工を禁止するといふ事は、全般の根本的要求でもなければ、國家當然の要求でも何でもない。それならば同盟罷工は前には無かつたかといふと澤山有つた。一五〇〇年代以後に於ては、英吉利にも佛蘭西にも獨逸にも何處にもあつた。さうして之を部分的に禁止をしたものはありませんけれども、一般的の原則として國家の國是として禁止するといふことはなかつた。禁止することになつたのは十八世紀が押詰つてからか、又は十九世紀の第一年かであります。

三十一

日本では治安警察法第十七條といふものを、天地と共に永久なるべきものゝやうに考へ居る人もあるが、將來は兎に角として過去に於ては然う云ふことは云へない。立法例としても極く新しい。其新しいのは何故かといふと、是は國家當然の必要、社會共存の當

然の必要から起つたのでなくして、或る力が之を必要としたからであります。國民全體社會全體といふ立場に立つて始終考慮せられて居つたならば、労働團結の禁止といふやうな事は決して行はれなかつたに相違ない。

三十二

英吉利に於ても佛蘭西に於ても獨逸に於ても、其他の國に於ても大抵さうであります。皆殆ど時を同うして、揃つて之を嚴重に禁止するやうになつたのは、特別の力が社會を壓迫し、特別の力が國家の機關を獨占したからである。其特別の力とは何であるかといふと、即ち佛蘭西革命に於て解放せられた所の第三階級——資本家階級——雇主の階級是れであります。多數の労働者を雇傭する必要を有して居る雇主階級の爲には、労働團結並に同盟罷工は迷惑であります。それは幾ら世の中が進歩しても迷惑である。同盟罷工を結構であると考へる雇主は一人も無い。假に然ういふ事を考へる人があるとすれば、それは悪い意味か善い意味か、兎に角何れにしても所謂脱線した人である。普

通人間として考へれば然うではない。雇主として考へれば同盟罷工は極めて不結構であるに相違ない。然るに單に雇主から見て不結構と考へたばかりでなく、社會全體から見て不結構である國家から見て不結構であると考へるやうになつたのは、資本家階級が國家の實權を壟斷し社會を壓迫したからであります。社會をだまくらかして是に暗示を與へた。資本家の利益即ち國家の利益である雇主の利益即ち社會の利益であると斯う思はしめてしまつた。之を資本家が吾々の爲に必要である——國家社會の爲であるとは思はぬが、吾々の爲に是非さういふ法律を出せと言つたつて、それは幾ら十八世紀の終十九世紀の始の政治状態と雖も行はれるものではない。吾々の要求する所は國家の爲である社會の爲めであると云つて要求したなればこそ通つた。それは凡ての場合さうであります。一派一黨が何か自分の野心を達せんがために特に國利民福を唱へる。惡黨程慈善とか仁義とかいふ事を振廻す、愛國心の少い者程忠君愛國を振廻す。斯う言ふと怒られるかも知れませぬが、眞に愛國心の有る者は忠君愛國などといふ事を漫に口にしない。恰も人間は飯を食はなければならぬものだといふやうな事を言はないのと

同じである。飯は黙つて食つて居る。愛國者は黙つて國を愛して居ります。當時資本家階級財産階級が熾んに國利民福を唱へ、労働者の團結は有害なものであるといふ事を熾んに唱へたのであります。而して其の手段たる實に巧妙を極めたのであります。

三十三

其最も巧妙を極めたお手本の國が即ち英吉利であります。善い事に於ても英吉利が先驅であります。善い事に於ても英吉利が常に世の先驅をして居つたのであります。即ち英吉利は漫然労働者の團結に對して左様な嚴重な罰を以て之を禁止するといふことはどうしても出来ない。それは英吉利人といふものは非常な合理的な人間であります。國家の立法の上に於ては誤つたことは無論あります。けれども間違つた道理であるを知つて立法したのではない。元より労働者に對しては誤つた立法をしたのであります。自然に横車を押すやうになつたのである。彼等は合理的と信じてやつたのである。合理的の英吉利には、勞

働者が聯合して資本家雇主に當るといふ事は宜くない、其爲めに社會の公安を紊るものである、國を危殆に導くものであるといふやうな事は、どうしても頭に入りやうがない。そこで之を頭に入るやうにするために恐ろしいものにした。即ちストライキは政治行爲である。經濟上の行爲でないといつて政治的色彩を付けてしまつた。さうすると如何に合理的の英吉利と雖も政治上の黨派の争がある。又非常な偏見が行はれますから、少くとも反對黨は政治的の眼を以て之を觀ることになる。段々其仲間を殖して行くと、皆さういふ風に暗示されてしまふ。

三十四

同盟罷工竝に労働團結を、政治的行爲と看ると云ふことは、英吉利の發明でありまして、誰が發明したと云ふわけでなく、自然に發明せられた所の非常な妙案であります。資本家に取つて非常に都合の宜い妙案でありまして、是が直ちに大陸諸國に於て採用されたのであります。

所が今日英吉利に於ては疾に之を斷ち切つてしまつて、労働團結に同盟罷工に何等制限を加へない。然るに後から眞似した獨逸——今日の事は能く知りませぬが、少くとも一兩年前の獨逸は之を政治的の眼を以て看、之を政治的の考を以て取扱ふといふ事が残つて居りました。それは何であるかといふと、即ち集會結社法を労働團結に當嵌めるといふ事は是れであります。

三十五

獨逸の營業法は、ナポレオンの感化に依り又英吉利の間接の影響を受けて、第五十二條だけは兎に角立派なものが出来た。凡ゆる結合の禁止を解いた。所が此營業法は獨逸帝國の法律であります。獨逸帝國の法律は聯邦の法律に先立つものであります。獨逸帝國の法律と衝突するときは、聯邦の法律は効力を失ふのであります。併ながら帝國の法律に規定しない事は、悉く聯邦の法律が之を支配するのであります。所が獨逸帝國には營業法は有りますが、集會結社法は無い、是は種々の事情から出来なかつたのですが

これが厄介の基となつたのです。是がため政治運動に従事する者はどの位困つたか判らぬ。各聯邦には集會結社法が夫々有ります。或は嚴重なる所もあり寛大なる所もあり區々ではありますけれども、兎に角聯邦には有ります。そこで營業法第五十二條に於て労働團結並に同盟罷工を許して置きながら、之を政的行動と認めるといふことは、各聯邦勝手である。併ながら警察官のやうな詰らぬ——詰らぬと言つては悪いがマア詰らぬ——さういふ者の解釋に依て、是は政治的團結であると一度認めれば、帝國の統一法たる營業法第五十二條の支配から脱してしまつて、各聯邦の集會結社法といふ極めて幼稚野蠻なる規定の下に立つのである。獨逸の集會結社法は最近に至るまで野蠻なるものでありした。

三十六

殊に困るのは日本でも然うでありますけれども、政治上の集會結社には未丁年者並に婦人は参加することが出来ない。所が労働者としては盛んに婦人を使ふ未丁年者を使

ふ。否な婦人及未丁年者こそ一番虐められる人である、一番雇主の横暴に苦しむ人である。其婦人及未丁年者が團結し同盟罷工を起す場合に、是は政治的の集會である、是は政治的の結社であると認められると、事の是非曲直を問はず、婦人及未丁年者は加はる事にならぬといふ。それならば婦人労働者になる事が出来ないかといふと、なることは許してある。婦人が政治的集會に出ることが出来ないといふならば、婦人を國家の一切の法律から自由に解放して置くならば宜しいけれども、國家の法律に據てふん縛ることはふん縛つて置いて、政治的集會結社には入ることが出来ないといふ。現に労働をして日々の生計を立て、労働賃銀等自家の頭上に降掛る所の問題に對して、ストライキなどといふ事には何等關係無くして、平和に解決を求め、ために工場に寄合つて、工場の監督を取替へて貰ひたいとか、或はあんな小言を云ふ奴は取替へて貰ひたいとかいふやうな事を相談しても、巡查が是は政治的の目的を有して居るものと認むれば直に解散を命ずる。さうして解散しなければ、集會結社法に據て之を嚴罰に處する。營業法第五十二條は大變結構な法律でありますけれども、併ながら之を實際に當嵌めて見ますと、此くの如く穴

だらけであるのであります。

三十七

而して第五十二條に於いて許されたものは、當該雇主に對するところの團結と同盟罷工だけでありませぬ。當該雇主以外の第三者——國家に對する所の協同の申合、團結に對しては禁ずるとも禁じないとも云つてない。でありますから是は各聯邦の集會結社法に據て取締られます。各聯邦の集會結社法は、唯一の除外の外他は悉く政治的集會と認める。例へば營業法の或る箇條が困るから、之れを改正して貰はうぢやないかといふ事を、労働者が寄つて相談する。それがために請願書を出さうぢやないかと皆群つて相談すれば、それを集會結社法に據て政治上の集會と認める。開會三日前に警察署に届出でなければならぬ。警察官が臨檢を必要とするならば、臨檢して中止解散を命ずることも出来る。無論屋外の集會は嚴禁である。それから婦人及未丁年者は出席することを得ず、婦人は麥酒の給仕に出てもいけない。獨逸の労働者の集會は場合によつては飲みな

がらやりますが、麥酒の給仕に婦人が出ること許さね。出れば集會に列席したものと認める。此く政治的色彩を帶ばしむるといふことは、縱令如何に營業法に於て團結を許しても、如何に佛蘭西英吉利に於て其自由を興へ、或は進んで其權利を興へても、事實何んでもなくしてしまふ。是は非常に困る。斯く困らせる名案を考へ出したのは、矢張り英吉利であつたのです。

三十八

之を餘り詳しへ申述べますと、日本で以て都合の好い人が利用するといけませんから、此位で止めますが、兎に角コレハ利用するには非常に都合が好い。労働團結並に同盟罷工は、何等の意味に於ても政治上の問題ではない、假令政治上の事を論ずるとしても、それは手段である間接である、目的は労働問題の解決に在る、決して政治上の運動をしよう、政治上の或る目的を達しやうといふためにするのではない。其爲にするものは、是は全然別です。私共の問題とするのは、労働團結權並に同盟罷工權といふものは、經濟上の目的

のために、労働者の實際働く所の労働契約の條件改善のため其不備を補ふための運動をのみを指すのであります。

三十九

英吉利に於いて、政治的色彩を是に加ふることに因て、事實滅茶苦茶にしてしまつたことは、右申述べた事だけで終りますが、是に對して政治的のものでない、今私の申上げた何處までも經濟的地位に立たなければならぬ事を明にする必要は、其當時からも有つたし、今日も尙ほ有る。日本ばかりではない世界中に有る。即ち私が労働問題と云ふものは、公法的にのみ之を取扱つて居る間は、何時迄経つても解決が付かぬといふことを繰返して申す所以であります。所謂社會政策は結構なものである。けれども今迄の社會政策は公法的手段を以て、殊に行政の手段を以て取扱ふに過ぎない。社會政策といふ字が示して居るが如く、それでも效能の有る事は随分ありませうけれども、結局駄目であります。即ち社會政策の行詰りであると私は申す所以であります。

四十

公法的社會政策は行詰りである。殊に公法的社會政策といふものは、得て胡麻化しの機關として用ゐられる。手近な例を言ふと——私は何も其事を攻撃するために言ふのではない、獨逸の例を引いても或は英吉利の例を引いても宜いが、唯だ解り易く日本の事を言ふのであつて、私は政府を攻撃する者でも何んでもないが、此頃原内閣が物價調節問題を喧しくなり、貴族院議員などから八釜しく言はれた結果、社會政策をやるといふことを屢々公言して居ります。先づ東京市からやる——社會政策の實行々々といふ事を急に言ふ。社會政策といふものが靈があつたならば、散々に泣くだらうと思ふ。詰り食糧の調節物價の調節をやらぬ口實に、社會政策をやると云ふのである。何もしないで胡麻化すぞと云つては人が承知しませんから——何もしないことはない、する事はするが、それは胡麻化しだ利き目の無い事をやるのが社會政策だと原總理大臣は心得て居らるゝやうであります。私は數年前から議會に於ける言明などを注意して居りますが、いつの

議會であつたか原さんが内務大臣の時に、桑田博士が貴族院に於て、政府に社會政策を行ふ意思が有るや否やといふ事を質問した。然るに原さんが是に答へて曰く、社會政策は善い事もあり悪いこともあるから、行ふとも行はぬとも今は言へないといふことを答へられた。それは貴族院の速記録に貼つて居ります。所が今日になれば社會政策を徹底的にやるといふ。それは社會政策をやりたいからやるのではない。物價調節を迫られても出来ないから、出来ない事をしやうと云ふのであります。資本家が怖いから出来ない。世の中を不景氣にしなければ物價の調節は出来ない。世の中を不景氣にすることは出来ない。金持に都合の悪いやうにしなければ物價調節は出来ない。何もしないで居れば内閣をぶつ取られる。詰り内閣をぶつ取られるのを防ぐために社會政策をやるといふ。要するに社會政策は、内閣守護の水天宮様の御札見たやうに取扱はれて居るのであります。それは原内閣が悪いのではない、社會政策に罪が有る。社會政策といふものは動もすると人に乗ぜらるゝものである。公法本位にやると膏藥貼に止ります。是はどうしても私法の範圍に於て解決しなければならぬ。私法といふものを根本的に變

へるのでなければ労働問題が解決が付かぬ。

四十一

所が私法の根本的改善といふ事は、是は非常に面倒でありまして容易の業ではない。そこで私法の法則を別に變へないで法則は法則として認めて置く、けれ共其不備缺點を悉くとは云はないが、其最も根本的なる缺陷だけを充さうといふのが労働團結權並に同盟罷工權の認承であります。でありますから是は一種の救濟手段で、萬全の制度では無論ありません。私は曾て極窮權といふことを言ひましたが、牧野博士は同時代に緊急權と言はれました。是は牧野博士の言葉の方が宜いと存じます。花井博士は自救權と言はれました。青山の隱田の行者が或る銀行に金を預けた。所が其銀行が潰れて金を返さない。そこで其行者が憤つて刀を以てどうかしたといふ事件。それを花井博士が辯護する時に自救權と云ふことを言はれたのです。自己の財産を保護するために自救權といふのがある、と斯う言つたのであります。が、牧野君や私の言つたのは然うではない。

米騒動はいけない。乍去政府が何かして呉れなければ極窮權といふものが自然に起つて来る。善い事でも悪い事でも起つて来るといふ積りで言つたのです。極窮まで行くと、昨年八月に起つたやうな事になる。さうさせないのが労働團結權並に同盟罷工權の認承であります。

四十二

扱て然らば私法の根本的缺陷とは何であるかといふと、先程申上げた労働關係が契約關係であるといふこれは是れであります。契約でない者を契約とする。契約とは何であるか、是れ諸君の御承知の通り、平等にして自由なる二つ若くは二つ以上の意思が、妨げられずして合致することを云ふのであります。自由であり平等であつて妨げられずして合致する。此四つが必要であります。諸君今日の労働關係に於て何で自由が有りますか。無い。何で平等が有りますか。無い。何で妨げられないか。無い。何で合致が有るか。無い。そこで仕方が無いから向ふに雇はれる。成程法律の下に於ては、雇れない自由も

有る。往來を歩いて居る者を捉へて、貴様己れの處に雇はれる、雇はれなければふん縛つてしまふといふやうなことは無い。厭やなら雇はれなくても宜い。けれどもそれは所謂三百論法であります。手前は食べられない、手前は家族を持つて居る、雇つて呉れない、賃錢をもう五錢呉れ、それは出来ない、此賃錢で働くならば働け、是は契約の自由である。併ながら事實上は非常に不平等不自由である。食へないから已むを得ず雇はれる。自由も無ければ平等も全然有りませぬ。雇主の方は其人を雇つても雇はなくても宜い。幾らも雇はれる者はある。雇はれる者が無くて困れば工場を閉鎖すれば宜い。新聞を一週間も發行しなくても宜い。唯だ儲からないといふだけの話である。所が労働者の方は一週間も賃錢を貰はれなければ大變なことになる。生命に關する重大事である。一方は懐勘定であるし一方は生命に關することでありませぬ。是れが何んで平等であるか、何んで自由であるか、何んで妨げられないか——非常に妨げられて居るではありませぬか。

四十三

労働といふものは供給を調節することが出来ない。商品は景氣が悪い値が安いときには供給を控へて仕舞つて置くことが出来る。待てない物もありますが待てる物も随分ある。労働といふものは待つことが出来ない。待つて居れば死んでしまふ、魚ならば腐つてしまふ人間なら死んでしまふ、其は大變だ。だから世の中の景氣が悪くたつて賣らなければならぬ。又労働といふものは人間を離れては出来ない。労働をしやうと思へばどうしても自分が其處へ行かなければならぬ。品物はさうでない。私が八百屋から大根を買ふ。私が大根を食つて居る間、八百屋は待つて居るといふやうな事はない。八百屋は大根を持つて來て置いて行く。米屋は米を持つて來て置いて行く。私は後で煮て食べる。然るに労働は賣る間其の人が始終其處に附いて居らなければならぬ。其附いて居る間は、自分の家に居るのではなくして、買ふ人の家に居るのである。魚を買つて魚屋に待つて居れ、腐つて居るかも知れぬから食べてから金を拂ふといふ。待つて居

る間火鉢を出し煙草を出して呉れ、ば宜いけれども出して呉れなければ表に待つて居る。魚屋や八百屋はそれで宜いが、労働者は十二時間も十三時間も魚を食つて居る間、井戸端に立て居るやうなものであります。唯だ立つて居るのではない、労働して居るのである。何んで是が妨げられずであるか大に妨げられる。それから意志の合致——意志の合致もありはしませぬ。雇主は是れ／＼の條件で雇ふと決めて居るから、それに適ふ者は來い適はない者は來るといふ。多くの場合雇ふ人と雇はるゝ人が顔を見合せることは無い。十年居ても二十年居ても滅多に會ふことが無い。偶に會ふ位のものであります。

四十四

さう云ふやうに非常に跋である。それを平等のものとして取扱つて居るのが、今日の名義的なる労働契約であります。此契約といふものを根本的に真正公平な名實相合ふものとする事が必要なのです。契約を根本から廢めるといふことは、今日の社會に於て

は出来ない。出来ないから出来るだけ、契約を形式と實質と合ふやうにする。出来るだけ自由に出来るだけ平等に、出来るだけ妨げられずに、出来るだけの眞正の合意であるやうに労働關係をしたいといふ、是が今日の社會政策の第一の仕事であります。社會主義にあらざる所謂社會改良主義の上に立つ、私共の労働問題に對する根本的立場であります。社會主義は労働契約を根柢からして引繰返してしまはなくてはならぬといふ。私共はそれは待つて呉れそれは考へる、頭から斥けるといふのではない。兎に角當面の問題としては、労働契約を引繰返すとは出来ない。それは準備も要れば大變な無駄をしなければならぬ。差當りの問題として——無論それは他から觀れば生溫い不徹底でありませう。けれども凡てのものは——少くとも實行的のものは皆不徹底であります。徹底した事は實行が出来ない。空想は皆徹底してゐる。空想を少しでも離れれば凡て不徹底であります。少くとも社會上の問題に就ては、吾々は不徹底といふ誹は之を辭するとは出来ませぬが、今日の實情は不徹底どころではない矛盾極まるものである。これを改めなければならぬと申すのであります。其には労働契約と云ふ形式を何處までも尊重

する。恰も私有財産制度を尊重するが如く労働契約制度を尊重する。尊重するに對して實質が是に伴はない。甚だしい跛のものになつて居るから、之を出来るだけ近けて行かう——出来るだけとしか云へないので。全然對等になるとは吾々も思つて居りませぬ。誰もさうは思つて居りません。若し思ふ人があれば、それは非常に誤解に陥つて居る人か、或は胡麻化して居る人である。單に出来るだけです。——無論それだけではいけない。他の色々な事をするに依つて、完全に對等なものにすることが出来れば結構でありますけれども、それは殆ど難事であります。

四十五

でありますから、労働團結權並に同盟罷工權といふものは寧ろ微溫的な意氣地の無い不徹底なる要求と云ふ可きものであります。之を何かゑらい事を要求し、非常に急進的の事を要求するかの如く思ふのは飛んでもない間違であります。此の要求が充されたつて結構でも何んでもない。普通選舉が是非必要だといふ、私も左様思ひます。然し行

はれたつて大した違ひはないと信じます。殆ど効能は有るまいと思ふ。併し効 が無
いからと云つて之を行はないといふ譯には行かない。飯を食つたつて病氣は治りはし
ない。併ながら飯を食はなければ病が重る。病氣を治すには薬を服まなければならぬ。
普通選舉權や労働團結權は薬でない飯である。是非食はなければならぬものである。
社會主義やサンチカリズムの要求する所のやうなものは或は飯もあり或は薬もある。
けれども吾々は薬を吟味する以前に先づ飯を食ふ。是れは是非しなければならぬ。吾
々の學問上の立場といふものは、不徹底であり微温的なものでありませうが其微温的な
事すら顧みられぬから弱つてしまふ。吾々と申したのは私ではない。歐羅巴に於ける
所の労働團結權同盟罷工權要求の理論を申上げたのであります。理論と云ふと非常に
深いものがあるやうに聞えますが、實はそんな深いものがあるのではない。唯だ労働契
約の實質的の缺陷を、此の權利を認めることに依つて充たさうといふに過ぎないのであ
ります。

四十六

以上労働團結權並に同盟罷工權を混同して申上げましたが、是は事實混同して宜いも
のである。此點は牧野博士が非常に明瞭に仰せられて労働團結權といふものは、是が本
統に眞面目なものになれば、同盟罷工權になるものだと言はれた。如何にも其通りであ
ります。でありますから、労働團結權若くは労働結合權といふ字は、矢張前から用ゐられ
て居りましたけれども、同盟罷工權といふ字は佛蘭西にはあるが獨逸にあるか否かとい
ふ事に就て、牧野博士がお疑になつた。是は寧ろ新しい言葉であります。佛蘭西に於て
オリヴィアといふ人が此言葉を盛んに使つたのであります。獨逸に於ても近頃同盟罷
工權といふ字は大分廣く使はれました。

四十七

そこで此労働團結權と同盟罷工權との違を申上げます。労働團結の中には團體と結

合とあります。團體の方は今日は申上げませぬ。他日労働組合の講演をする時に申上げます。今日の御話に主たる關係の有るのは労働結合權であります。労働結合權は今迄は同盟罷工權と殆ど同じ事であつた。否な結合が具體的になれば必ず同盟罷工權になる。牧野博士の仰しやつた通りであります。然るに今日は左様ではない。今日は労働結合權の範圍が非常に廣くして同盟罷工權は其中の一部になつてしまつた。是は私共が前に申した主張を更に確める所以であります。

四十八

労働の結合（コアリション）はストライキを目的とするものではないが、事實はストライキになる。と云ふのは、結合權は、雇主に一定の要求を聽いて貰ふ爲に多數の者が集まる、一時的に結合するのであります。雇主が其要求を聽けば、此場合には同盟罷工にはならないで終る。所が大抵の場合——十の中九分九厘までは雇主がそれを聽かない。聽かないから結合が同盟罷工になる。結合と同盟罷工とは同じものではない。別なも

のではあるけれども、結合のみで平和談笑の裡に目的を達することが出来ないから、戦闘方法たる同盟罷工を執る。是は決して労働者が好んで執るのではない、雇主が執らせるのである。労働結合が同盟罷工になるといふことは、労働者がするのではない、雇主がせしむるのである。同盟罷工をしるといふ事は、民法第六百二十三條には無いが、春秋の筆法で申せば、煽動誘惑する者がありとしたならば、民法第六百二十三條は煽動誘惑の權威であります。同盟罷工をすれば雇主が或は要求を容れるかも知れない。同盟罷工をしない限りに於ては多くは空です。それだから結合が同盟罷工になるのである。

四十九

所が今日は、結合の目的を達す可く執るべき手段は、同盟罷工の外に幾つも出来た。それは即ち先刻も北澤教授が仰せられたサボタージュ、其次がレーベル、其次がブラツクリスト、其次がボイコット、それから次は日本には未だ輸入されて居りませぬが、恐らく今日を始めとして、少くとも言葉だけは輸入されるであらうと思ふ。即ち『バヂヂョナーヂ』

Badigeonnage であります。是はサボータージュと同じく佛蘭西製の言葉であります。私
は其眞似をなさいといふのではない唯だサボータージュから『バチヂョナーヂ』に至ると
いふ其名前だけ申して置くのであります。サボータージュから『バチヂョナーヂ』に至
るまで、各種の工夫といふものがあるが、畢竟するにストライキが巧く行はれれば、他の工
夫は行ふ必要が無いものであります。汎ゆる戦闘方法の中で、同盟罷工が一番良いので
ある。良いといふのは労働者の立場から言つても宜し、雇主の立場から言つても宜し社
會全體から言つても宜い。明に仕事を罷める、實際が能く判つて居る。サボータージュ以
下の方法は、實際の事實に依て一致することもあれば一致しないこともあるから、其程度
が判らぬ。是が爲め吾々の生活が、どれ程紊されるか害されるか制限されるか測り知れ
ぬ。氣の付かぬ間に行はれる。是はどの點から言つても困る。困りますが併ながら之
を悪いといふことは云へないと思ふ。否な學問上から決して悪いといふ判断は下し得
なす。

五十

サボータージュに関しては色々な説が傳へられて居ります。近日或る新聞に京都の河
田博士が『サボータージュは道徳上男らしからぬ事である』と仰せられたと出て居りま
したが、是は新聞が間違つて書いたのではないかと思ふ。河田博士がそんな事を仰しや
る筈が無い。サボータージュに對して道徳上彼是言ふべきものではない。吾々が眠くな
つたといふ事は何も道徳上問題になりはしない。眠い者は睡るが宜い。唯だ肝要な場
處に於て居睡をしてはいけないけれども、併ながら吾々が眠くならぬといふことは言へ
ない。眠くなる睡つたつて道徳上善いとか悪いとかといふことは言へない。恰も其如
く、サボータージュが道徳上男らしいとか男らしからぬとかいふことは、サボータージュ同盟
罷工に関する問題ではない。全然無關係だ。男らしいのが何故宜いか。男らしからぬ
のが何故悪いか。男らしいの反對が女らしい。今日は婦人の權利を段々伸張して、人間
社會をも少し女らしくしようといふ。男らしいといふことは斯ういふ事であらう思ふ。

是が非でも手前が一旦言ひ出した事は何處までも通す、一旦乗り出した以上は飽迄も後に引かない、例へば榊本某の如き者を男らしいと言ふのであるとすれば、男らしいといふ事は實に國家社會の爲に迷惑である。彼が女らしくあつて労働表者を辭してしまつたら宜かつたが、男らしくあつたために吾々は非常な迷惑をした。詰らぬ男を張らずに労働代表を辭された高野博士こそ、實に敬服す可きであります。

五十一

サボタージユが道德上いけないといふことは、どういふ事を意味するか私共には解り兼ねぬが、何故此サボタージユが行はれて來たかといふと、同盟罷工といふ事は仕事をしない事である。是は労働を契約と看る今日の世の中に於きましては、労働契約を一時停止することである。——破毀ではない一時停止する。随つて勞務を提供しませぬ。故に民法第六百二十三條に據て相手方が是に對しては報酬をやらないでも宜い。一文も賃銀を拂はないと労働者が食ふに困る。そこで英吉利に於ては此困る場合を救ふがために、

労働組合が非常に發達して豊富なる財力を備へて居ります。救済基金を積立て、ありますから、生計に顧慮する所なくストライキが出来る。所が佛蘭西に於ては、労働組合の數は澤山ありますけれども、救済基金といふやうなものは殆ど持つて居らぬ。金を吝んば出さない、どの労働組合も貧乏であります。故にストライキを行つても一週間もやれで飢えてしまふ。そこでサボタージユといふ事を考へ出した。

五十二

サボタージユは賃銀を取りながらストライキと同じ目的を達する。此點が多分道德上男らしくないとか、或は卑怯だとか云はれるのでありませうが、仕事を全然執らないならばそれは卑怯でありませう——それは悪いけれども、仕事をするのでありますから賃銀を拂ふのは當然であります。唯だ仕事は豫期に反して悪い或は少い。其悪い少いといふ事に對して、多からう善からうといふ豫期の下に、雇主が定めた賃銀を雇主が拂ふといふ點に對して、是は労働者が卑怯だと斯う云ふのでありませう。併ながら労働契約其

ものは、卑怯に又は反道徳的に又は詐術を用ゐて成立したものが澤山あります。雇主が勝手に定めて居る。労働者は唯々諾々承知しなければ食へないから仕方がなく泣く々々やつて居るのである。そこで機會があれば賃銀を引上げて貰はう、其條件を有利にして貰はうといふのは當然の事であります。所が其要求を持出すと通らない。ストライキをすれば賃銀が貰へないから、食へる事を止めなければならぬ。食へる事を止めれば死ぬ。其の死ぬのを助かるために、一定の要求の必要を自覺して、皆寄つて申合をして之を持出して、其要求を貰かうとするには、何か方法を考へなければならぬ。そこで已むを得ずサボタージュをやつたり其他色々の方法を執るのである。サボタージュにも色々の種類があります。

五十三

過般川崎造船所でサボタージュのあつた時分に、私の談話として或る新聞に出て居りましたが、是も全然違つて居ります。私がサボタージュは幼稚なものだと言つたと書いて

てありましたが、是は大間違であります。幼稚の反對で巧妙な進歩した方法であります。労働者が自己の要求を貫徹する手段としては進んだものである。餘程頭を捻つて始めて出て來た所の現象である。私が幼稚なりと云つたのは、川崎造船所でやつて居る其サボタージュが幼稚だと云ふことであります。サボタージュといふ名前を付ける權利が無い位幼稚なものだといふことを言つたのである。嘘か本統か知らないが、サボタージュをやつた川崎造船所の職工は、機械の前に只座つて居る或は煙草を吸つて居たと云ふ。是は眞のサボタージュではない、本統のストライキは工場に行かない。然るに是は工場へ行つて工場内でやつて居るストライキである、サボタージュではない。是は賃銀權の抛棄である。仕事をしない者に對して賃銀を拂ふといふことはない。勞務を給する者に對して賃銀を拂ふ。勞務を給さぬ者に對して賃銀を拂ふといふことはない。川崎造船所で仕事をしない者に賃銀を拂はないと言ふのは當然である。それでも拂へと言ふのは無理だ。だから彼のサボタージュは成つて居ないと斯う申したのであります。

五十四

サボタージュを怠業と譯するのは非常な間違であります。私は數年來「妨業」と譯して居ります。佛蘭西のサボタージュは怠業どころではない餘計骨折る餘計勉強する。最も解り易い例を挙げますれば、一九〇六年か七年かに行はれた事でありましたが、鐵道の従業員がサボタージュをやりました。初はストライキをやる積りでありましたが、出来なからサボタージュをやつた。▲以下千四百字削除▼

それだからサボタージュを怠業と云ふのは大變な誤解を與へることになるのです。サボタージュといふことは日本には適當な文字が無い。私は「妨業」と致して居ります。十分ではありません。サボタージュは工夫が要るから生やさしい事ではない。日本でサボタージュと言ふけれども、サボタージュと稱する程のことは未だ中々して居ない。

五十五

此サボタージュといふ事は雇主に取つては甚だ迷惑だ。賃錢を取られて結果が擧らぬ。殊に『バヂチヨナーヂ』となると結果が擧らぬのみならず反つて損になる。併ながら積極的に損を與へるのではないから法律上制裁が無い。労働者がやるだけの事をやつて、さうして出来上つたものが、反つて雇主に損害を與へるやうな事をやつても、法律に觸れるやうな事はしない。キチンと法律に一杯當嵌まるやうな事をやる、違法な事をするのではない。ストライキは法に觸れさうな事をやるが、サボタージュは法に觸れるやうな事はしない。但しサボタージュは必ずしも法律の違反が起らぬとは限りませぬけれども、ストライキの場合程起らない。法律に觸れる事は少くして、賃銀は貰ひ得るのでありますから、是は進歩した方法であります。どうして此進歩した方法を考へさせたかといふと、ストライキといふものを労働者に取つて馬鹿に苦痛なものにしたからである。ストライキをすると獨逸は營業法第五十三條を以て、大抵の事は法に觸れる様に出

來て居る。法に觸れるし賃銀は貰へない。それだからストライキの方は宜いとは思つても背に腹は代へられませぬから、サボタージュなり「パチチヨナチ」なりレーベルなり、其他の方法を考へるやうになつたのであります。

五十六

佛蘭西に於ては司法制度も悪いし、色々の取扱も悪いけれども、根本的に斯うならしめたのは、労働組合が有るとは有つても、ストライキの場合に何等後援の力が無い。解り易く云へば、彼の國の労働組合が貧乏だからである。英吉利に於てはサボタージュは餘りやらないで、専らストライキだけでやるといふのは、労働組合が十分後援するだけの力を有して居るからであります。又法律の上に於ても、司法官、警察官の取扱の上に於ても、ストライキを悪いものとは毫も認めないからこそ、堂々とストライキをやるのであります。でありますから労働者に不平が有つて、或る提出した所の要求が、隔意なく雇主に聽かれる場合は宜いけれども、さうでない場合にはストライキをやる。

五十七

ストライキは冀はしいものである。冀はしいものと云つて、道徳上冀はしいとか、或は社會風教の爲に冀はしいと云ふのではない。經濟上、冀はしい者である。何となれば、ストライキをやらないで、雇主が何處までも労働者に對する所の態度を改めなければどうなるか。自然心理上働くことが厭やになる、働き振りが悪くなる。國の生産が矢張衰へる。ストライキをして然る後に其要求が通つて行く、是れ即ち英吉利の工業をして今日の如く盛んならしめた所以である。ストライキ無くしては英吉利の工業が、今日の如き發達は得られない。ストライキの無いに越したとはありませぬが、人間は食へばかり居ても、排泄しなければ、餘程儉約に行けるだらうと思ひますが、さうは行かない。人間が寝ないで二十四時間ぶつ通して働けば、宜いかも知れないが、さうは行かない。ストライキ無くしては英吉利の工業が、今日の如き發達は出来ない。獨逸の工業も今日の如き發達は出来ない。工業發達のためにストライキが必要である。工業發達のために労働の

結合労働の團體が必要であるといふことは、經濟上から斷言して差支ない事であります。此點は我邦の識者に篤と反省を乞ひ度いので、唯目前の利益ばかりから考へて、ストライキは曲事なり弊害なり、生産を害するものなりなどと斷定するのは甚だ間違つたことでもあります。

五十八

扱我が治安警察法第十七條に於て、一體どういふ事を規定して居るかといふことを、念のために條文を讀上げて見ませう。『左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ズ』第二號といふのは、『同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲メ使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト』とあります。今問題となるのは、此他人を誘惑煽動云々といふ事であります。何故なれば暴行脅迫若くは誹毀といふことは、是

は悪い。唯だ問題となるのは、同盟罷工の場合に限つて其事を言ふ必要が有るか無いか、第二には、殊に『第二號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ズ』として更らに治安警察法第三十條に據りまして、一月以上六月以下の重禁錮に處され、三圓以上三十圓以下の罰金を附加されること、是が是非廢せられねばならぬことであるのです。

五十九

労働團結權並に同盟罷工權は文明國一般に認めることに至りましたが、之を無制限に認めるのではない。制限が有る。或る種類に就き或る業に就きては、同盟罷工並に労働結合といふものは、之を禁止若くは制限しなければならぬのである。如何なる權利と雖も之を無制限に許すことは出来ない。所有權と雖も是に制限を加へるのであります。制限が有る。此の制限の場合が獨逸の營業法第五十三條に規定してあるのであります。而して又た此制限が日本の現在、即ち砲兵工廠のストライキの如き場合に最も問題となるのであります。それは如何なる事であるかといふと、鐵道市街鐵道郵便電信等の

交通に關する業に於ては、無制限に労働組合並に同盟罷工を認めることが出来ない。是に由て甚しき公安を紊さるゝ事がある。斯う云ふのであります。併ながら是は私は學問上の立場から許すことが出来ないと思ふ。

六十

鐵道市街鐵道若くは郵便電信等の交通に關する業に従事する所の従業者が、ストライキをしてはならぬ、他のものはストライキをして宜いといふことは、是は労働者の方の立場から言つた話ではない。何も自分が理想として、電車の車掌や運轉手になりたいと云つてなつた人は無い。何かになりたい。併し今の自分の身としては、電車の車掌、運轉手になるより外はないからなつたので、特に天下の交通機關を補助するために、電車の車掌や運轉手になつたのではない。工場の労働者に於ても同じ事であります。然るに電車の従業員はストライキをしてはならぬ。例へば大阪に於て電車の車掌のストライキがありました。あれは怪しからぬと言ふ。あれを怪しからぬと言ふならば、正當のストライキも怪しからぬといふことになる。ストライキが怪しからぬのではない。併ながら電車の従業員の如き者がストライキをすると、それがために市民一般の被る迷惑は非常なものであるから、それで怪しからぬ事であると言ふ。若しさういふのであるならば、是れは特別の地位に在る人である、労働者ではない。一般労働者でも契約關係が普通契約でないから、労働組合並に同盟罷工を以て其足らざる所を補ふ。それするも許されない特別の状態に於て在るのでありますから、電車の従業員、鐵道の従業員、其他一般公安に關する業務の従業員、労働者といふものは、彌々契約労働者でなく、全然別個の取扱をしなければならぬ。それは後で引括めて申し上げます。

六十一

其次に問題とにるのは海員です。陸上に於ける海員は一般労働者と同じ事であり、唯だ航海中に於ける海員のストライキ例へば、獨逸の海員條例——一九〇三年四月一日に發布された所の海員條例の第九十三條に於て、海員が航海中に於てストライキを

することを嚴禁して居ります。之を犯す者は三月以下の懲役若しくは三百馬克以下の罰金に處するとしてあります。と云ふのは、航海中にストライキをして船を動かさぬことにすると、船客の生命を危くする事が起る。故に航海中はストライキを禁ずる。そこで例へば先日日本労働大使を乗せて行つた伏見丸の航海中、海員がストライキをやるといふ事はいけなけれども、サボタージュは是は仕方が無い。生命に危害を及ぼすやうな事はいけなけれども、生命に危害を及ぼさぬサボタージュならば當然許さるべき筈です。但し其目的が賃銀の引上、労働時間の短縮——是は獨逸の營業法の第五十三條に據ればやられますが、此第五十三條といふものはいけな。是は學者の説が殆ど一致してをりまして、極めて少數なる學者のみが之を存置すべしと言つて居るだけで、多くの人は之を全廢すべしと言つて居る。

六十二

さて、茲に一番問題になるのは、國家の官營事業に於けるストライキであります。而も

官營事業が營利事業である場合に於ては問題とならぬ。何となれば、營利事業であれば一般民間の營利事業と同様に、國家が資本主として雇ふのだから、特別の取扱を要求することが出来ない。是は西洋に於ては要求しませぬ。所謂自己生産——自分に必要な物を拵へる官立工場に於ける労働者は特別の地位に在る。例へば兵器を製造する所の工場、日本で具體的に言へば砲兵工廠或は海軍の兵器工廠、斯ういふ官營工場は營利事業ではない、鐵砲を拵へて賣るのでもなければ、彈藥を拵へて賣るのでもない、國家の軍用に供するのだから營利事業ではない、是は儲けるためにやつて居るのではない。紡績會社などは非常に儲かるから、そんなに株主に配當するならば吾々の方にも分けて呉れ、賃錢を上げて呉れといふ要求は是は如何にも尤な要求であります。併ながら儲かるか儲からぬか判らぬ金錢に見積ることが出来ない。斯ういふ場合に於いて、ストライキ權を認む可きか否かに就ては、學者の間に説が分れて居るのであります。即ち斯ういふ處に於てはストライキを全然禁止すべしといふ論者も若干あります。それから禁止しないが是に制限を設くべし、又制限は一般的に設けない、ストライキに就て用ゐる方法を限定すべし

と云ふ。——英吉利に於てはストライキに就て用ゐる方法を今でも限定して居ります。英吉利の現在の制度でも、凡ての方法を皆許して居る譯ではありませぬ。それを特に限局して範圍を狭くする。即ち許されたる方法を成るべく少くすべしといふ論があるのです。

六十三

扱この問題と一般交通に關する所の業に従事する人々とを一括して考へて見ますと、彼等のストライキ權を全然認めるな、労働團結權を全然認めるなといふ議論は、殆ど學問上の問題にならぬ。先刻申上げた通り、彼等は特に其業に奉仕するといふ義務は無い。労働者として賃銀を得れば宜い。例へば雇主の方では營利事業として營んで居らない。けれども労働者に對する關係は、營利事業と同様な雇傭關係に依つて居るのでありますから、特別の地位を要求する事は出来ない。唯だ國の必要社會一般の必要上それでは困る。或程汝等には權利が有る。労働團結權も他の者と同様に有る筈である。同盟

罷工權も有る筈である。併ながらそれを行使することは、他の場合よりも一般に對して及ぼす所の影響が重大であるから、少しく其權利の行使を控へて貰ひたいといふ要求はあり得る。私は其要求は認める。時としては其要求が非常に大であるが故に、ストライキを止めて貰はなければならぬ場合もある。私は同盟罷工權竝に労働團結權を何處までも主張しますけれども、それは決して無制限に主張するのではない。殊に國家事業、官營事業若くは一般社會公安に關係ある事業に對して制限を附すといふことは、何處までも認めるのであります。其場合に於ては保守的の立場に立つ、其代り此場合に就ては特別の取扱を要求する。

六十四

其は別事ではない、即ち國家若くは自治體といふものは、ストライキの起る事前に於て、其雇傭労働者に對しては、普通の待遇と異りたる待遇を與へよといふことは是れであります。異りたる待遇とは何を言ふかといふと、即ち今日の雇傭労働者といふものは、何時で

も解約することが出来る。此の解約といふ事を随意にやる事が出来るといふのであつては、是は一般普通の雇傭労働者に對する取扱と違はない事を、自らやつて居るのでありますから、一般普通の労働に許されたる同盟罷工權を完全に行使せしむることを防ぐことが出来ないのである。所が解約を自由にする。例へば官公立の工場に於て、景氣が悪くなつたとか、或は國家の必要が少いかいふ事に依つて段々解約する、或は賃銀の引下をするといふことを、普通の雇傭労働者と同様に平素やつて居つて、さうしてストライキの起つた場合にのみ、同盟罷工權の行使を拒むといふことは、是は非常に間違つて居る。之を要求する權利は無い。もう一つは、一般普通の雇傭労働に於ては、賃銀といふものは相互の契約關係として認めて居ります。隨つて實際は何時も雇主が拂ひ得る所の最高の賃銀を拂はずして、多くは最低の賃銀、若くはそれに近い所の賃銀を拂つて居ります。若しも労働團結權並に同盟罷工權に制限を加へんとするならば、平素に於て普通の労働者に對する賃銀よりも、より以上の賃銀を與へて置かなければならぬ。曰く、汝等には平素普通の労働者よりも、より以上の賃銀を與へて居る。故に權利は認めるけれども、同盟

罷工の權利を行使することは止めて呉れ。平素待遇を善くして居るから、差引になるではないかといふことは言ひ得る。併ながら平素待遇を善くしないで、普通の労働者と同じ賃銀を與へ、又解雇の時にも普通の労働者と同様な事をやつて居つて、同盟罷工の場合にのみ同盟罷工權の行使を拒み、若くは之を制限するといふことは全然間違つた事であります。況や煽動誘惑といふ事を曲解して、此場合に於て他から人の入込んだのは、是は國家を害する行爲であるといふやうな解釋を執るといふことは、是は全然學問上の根據の無い事であります。もう少し其事を詳しく申上げないと、或は誤解が起るかも知れませぬが、今回は是で御免を蒙ります。

|| 大正八年十月黎明會講演同十一月『黎明講演集』三卷三輯掲載 ||

十 言論自由の發達

(經濟學論攷 第三篇四)

—

言論の自由といふことは、既に久しく言ひ古るされたる一つの言葉になつて居りますけれども、言葉として斯く耳馴れて居る言論の自由が、事實としてはまだ、日本に於ては諒解せられざることも甚しいのでありまして、我が黎明會創立の趣意の最大過目は實にこの言論の自由を進めたいといふ一事にあるのでございます。その言論の自由が著しく危険の状態に置かれたと我々が認める今日は、我が黎明會としては到底黙限することの出来ない時機であると考へるのであります。こゝに掲げました講演の題目に就いて御覽の通り、今日の講演は様々の方面から、この問題を論ぜられるのであります。私は黎明會の慣例といたしまして、開會の辭を述ぶることになりましたが従來の例を踏襲いたしましたして、開會の辭と致しまして、餘り細目に立ち至つてお話をいたさないので、謂はゞ此問題の總論又は緒論とも云ふべきものを申上げるに止めておきたいと思ふのであります。従つて今日具體的の問題になつて居る事柄には、私の話は殆んど言ひ及ば

ないものと御諒承を願ふ次第であります。

二

言論の自由を尊重しなければならぬ、之れが危殆に置かるゝといふ今日の状態は、早速に改むることを要するものであるといふことを申上ぐるには、一體言論の自由といふものは、文明先進諸國に於てどういふ具合に取扱ひ、而して國家のあらゆる制度に於てどういふ困難と闘つて、今日まで發達して來たかといふことの概要を申上げるといふことは、我々が黎明會の講演會の性質として、是非缺くべからざるところと考へるのであります。といふのは我々は、何處までも學問研究者といふ立場から、この運動に従事して居るのであります。この點は世上の各種の運動とは聊か趣きを異にして居るやうに存じて居るのであります。一例を申せば、唯今普通選舉運動といふことが矢筈しくなつて居る、その實行運動の方へは私共は殆ど何等お役に立つて居りません。併しながら私共は一向それを恥ぢて居りません。實行のことに就いては夫々有力なる方があり堪能な方があり

ます。私共は何處までも學問研究の立場から、學問上殊に世界の進歩の大勢を研究した上から、是非とも我が國に於て普通選舉を採用せねばならぬと堅く信ずる所以を申述べるといふことは、私共の仕事であつて、これは決して無意義でないと考へて居るが如き是れであります。

三

故に近來の流行の『宣傳』といふ言葉を若し其の言葉の正當なる意味に解しますれば、我が黎明會は決して宣傳をする會ではないのであります。宣傳といふことは、西洋の言葉の『プロパガンダ』といふ言葉を譯したのであります。元來この言葉は加特力教會に於きまして、大僧正から成立つた一つの委員會基督教の信仰を外國に宣傳することを職務とした一つの委員會の名稱でありまして、『プロパガンダ・フィデ』と申して居りました。これは羅馬法王グレゴリー第十五世が千六百廿二年に設立したものであります。而してその中央機關としては、羅馬にプロパガンダ學院といふのがありまして、此處で外

國に派遣すべき宣教師の養成をいたして居りました。その言葉が段々と色々な外のことに用ひられる様になりました。今日では獨り基督教の傳道に限らず、一定の信仰なり或は政治上の主義なりに、他人を歸依せしむべく努力することの名稱となつて居りまして、殊に此度の大戦争に際して、敵味方共自分の方へ世界の同情を引き付ける爲めに、盛んに此プロパガンダと云ふ方法を取つたことは、諸君の御承知の通りであります。この意味から申しますと學問研究とプロパガンダといふことは兩立しないことになるのであります。何故なれば、學問の研究は眞理の探究といふことでありまして、他人を歸依せしむるといふことでは少しもありません。併しながら自己が研究した結果、眞理と堅く信ずることに到着いたしますれば、その得たところの眞理を成るべく多くの人に知らせやうとすることは、これは學問研究者として又避くべからざる任務であります。成るべく判り易く説明し、成るべく早く多數の人が會得するやうに努力することは必要で、これは學問研究者の職分として決して不適當なることではないのであります。反之プロパガンダといふのは、それより進んで他人をして是が非でも我説に服従せしめてしまひ、

我が持つて居る信仰に歸依せしめやうとする努力をいふのでありまして、左様なことをするといふことは、學問の神聖を害するのであります。我が信ずるところでも他人が信ぜず、否之に對抗するところがあれば、その主張は十分に尊重すべきことである、自分は確に間違なしと思つても、他人が反對を主張すれば尙能く研究して、己れの誤りを發見するやうに十分に吟味するといふことは、學問研究者のなすべきところであつて、他人を無理に説服してしまつて、他人を自分の方へ懷柔せしめやうといふことは、所謂『主義者』ならぬに角然らざる學問研究者の立場としては取るべきことではないのであります。私共黎明會でも若しプロパガンダといふことを、右の正當なる意味に解釋するものであれば、決してプロパガンダをするものではないと、少くとも私一人はさう信じて居るのであります。我が黎明會に於いて或る一つのことがか確かだと信じましても、又た他の學問研究の立場に立つた方が、正反對の説を持つて居られるなれば、我々はそれを尊重して、自ら又たその説を學んで己れの誤りを發見し、己れの缺點を除くに努むることは大切な勤めであつて、我が黎明會の説に直に服して下さいとは決して云はないのであります。普

通選舉論でもさうであります。今日の言論の自由でもさうであります。私共は一定の主張を持つて居りますが、是が非でも必ずしもこの通りにしやうといふものではありません。

四

何故以上斯の如き稍々縁遠いことを先づ初めに申上げたかといひますと、抑も言論自由の發達の上に於きましては、悪意の壓迫といふことは無論非常に行はれませんでしたけれども、これに劣らずして行はれたのは善意の壓迫であります。その善意の壓迫の中一番主なる力となつて居るものは、異なつた考を持つて居る人のプロパガンダ同士の衝突であります。己れの信ずるところが正しいとして、然かもこれが眞理の闡明といふことに止めずして、進んで他人をして之に歸依せしめようとするプロパガンダをしますところ、これが對抗する説を持つて居る者が、またプロパガンダを行ひます。プロパガンダとプロパガンダとの衝突になります。而してその兩者の中、甲なるものが有力となりますれば

ば自ら乙のプロパガンダをする人を壓迫するといふことになります。これは決して悪意の壓迫ではない善意の壓迫でありませう。けれども壓迫は壓迫であつて、その壓迫がどの位言論の自由を妨げて居るか知れないのであります。就中一定の秩序が保たれ、一定の制度が定まつて居るとしますと、この一定の秩序を維持し、この一定の制度を保持するといふことは、有力なる治安上の権力となり、従つてこれに對抗する考へを持つて居る人に對して、自ら知らず識らずの間に壓迫の態度を取ると云ふことになるのであります。己れの維持して居る秩序、己れの守つて居る制度が正しいものである、良いものであるといふところの信仰が強ければ強い程、他人をこれに歸依せしめやうとするプロパガンダの熱心も強く、従つて又た異なつた考へを持つて居る人に對する壓迫の度は激しいのであります。己れの主張するところに餘り熱心でなく、若しくは冷淡なる人は、冷淡といふ罪はあるが、併しながら異なつた人に對する壓迫は少ない、否、無いかも知れないのであります。

五

西洋と東洋とを比べましてもチヨツトそのことが分ります。西洋の人は概して謂はば東洋の人よりも己れの信ずるところに忠である熱心である、従つて異つた人に對する壓迫といふものは強い。この度の大戦争に於きましても、聯合國は正義人道の看板を掲げて獨逸を壓迫した。殊に甚しいことは、東洋人としては到底理解が出来ない程の殘虐なる手段を取りました。我々は武士は相見互といひ、或は謙信が信玄に鹽を贈つたといふが如き、敵と雖も軍略の外にはこれを窮地に陥れないといふ雅量を持つてやる、これは東洋武士道に於て美德の一つとして居りますが、西洋人にはこの雅量此美德は缺ける場合が甚だ多いのであります。これは曾て黎明會の講演に於ても申述べましたが、西洋に於ける權威は、エホバの神とカイゼルとから出て來て居る。そのエホバ、カイゼルといふものは、一人の異論を許さざる嫉妬深い狹量なる激しい性質を持つて居る權威者であります。それを戴いて居る西洋人の思想といふものは、異論者に對する雅量といふものに

實に乏しい。従つて壓迫といふものが激しい。言論の自由の長く伸びなかつたといふことは、確かにその事例の一つでありました。プロバガンダといふ言葉が基督教會から出た如く、言論自由の壓迫といふことは、又實に基督教會の發明にかゝると云つて宜しいのであります。

六

近來になりましては、言論の壓迫なるものは、上より來るものと下より來るものと二つありまして、上は主として國家若くは政權者であります、下は即ち民衆であります。國家と民衆の二つが、上と下から言論の自由を壓迫しつゝありといふのが現在の状態であります。が併しこれは割合に新しいことでもあります。國家は決して言論壓迫の元祖ではないのであります。單に他人の眞似をしたのに過ぎないのであります。國家よりも言論の壓迫に於ては遙かに先輩たるものがある。それは即ち基督教會である。基督教會では信仰に對する熱心が強い爲に、飽までも他人をしてこれに歸依せしめやうとして、

ロバガンダが猛烈である。而して又異教徒背信者異宗者等といふものに對する壓迫は、猛烈なるものであつたのであります。今そのことの沿革をチョットお話をしたいと思ふのであります。がそれに先立つて一つの具體的の例に就いて其の教會がいかに言論就中學術上の言論、學術上の研究及び研究發表の自由を壓迫したかと云ふ例を擧げて見ませう。

七

言論の壓迫者として教會が元祖であり、最も猛烈なところの壓迫者でありました。分に最も多く其壓迫を被つたものは誰であつたかといふと哲學者であつたのであります。何故かといふと、教會の信仰箇條に對して先づ深い疑ひを挟むものは哲學者であつたのであります。彼等は基督教の信仰箇條の多くのものに對して深い疑ひを惹起さすには居られないのであります。今日でも歐羅巴に於ては、基督教の信仰箇條に對する批評といふものは寛大には取扱はれては居ないのであります。けれども十八世紀より以

まに於きましては、殆ど何等の批評をも許さないといふ有様でありました。基督教會が非常に猜疑の目を以て見、而して非常なる權力を持つて少しでも異論を唱へる者を片つ端から取締り、片つ端から壓迫しつゝあつた。而していつもその壓迫の目的物となつたものは、哲學者若くは哲學的趣味を帶んだところの人であつたのであります。續いては文學者でありました。そこで歐羅巴各國共その大なる哲學者は、大抵基督教會から甚しい壓迫を受けました。國家から迫害を受けた例もありますけれども、國家の哲學者に對する壓迫といふものは甚しくはなかつたのであります。若し國家が哲學者に對して壓迫したといへば、それは基督教會のお先棒に使はれ、基督教會の番頭となつてやつたもので、私が述べんとする例もその一つであります。

八

英吉利に於て最大の哲學者といへばデヴィッド・ヒューム、佛蘭西の最大の哲學者はデカルト、獨逸の最大哲學者はインマヌエル・カントであることは誰方も御承知のことであ

りますが、この三人共甚しき壓迫を受けました。就中ヒュームに對しては上より來る壓迫斗りではなく、下より來る壓迫即ち民衆の壓迫が甚しかつた。又カントに次での獨逸の大哲學者フイヒテも、民衆から可なり壓迫を受けました。ところが、カントは民衆からの壓迫は殆ど受けなかつたやうに承知して居りますが、上より來るところの壓迫、即ち國家のお先棒に使つた基督教會の大壓迫を被つたのであります。

九

カントが年齢七十の時、彼は既に學德並びないところの歐羅巴の第一の學者として、名聲を世界に馳せて居つた時千七百九十四年の十月時の普魯西の大員ヴェルナーは、特別命令をキョーニグスベルヒ大學の教授カントに與へまして次の如く申されました。

『我が至高なる人格』（即普魯西國王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世陛下）は、既に久しき以前より、汝が汝の哲學を聖書と基督教との重要にして根本的なる教義を曲解し、且つ輕蔑する爲に亂用すること、就中汝の著書たる『純理性の限界内に於ける宗教』てふ書に於て、

又その他の小論文に於てなせることを大なる不快の念を以て觸はせられたり。我等は汝が汝の青年の師たるの義務に違背し、又並に我が國父陛下の御心に違ひて言動することによりて、如何にも無責任なることを明かにしたるにより、汝に訓戒を加ふるの必要を認めたり。我等は先づ第一に汝の良心に問ひて、汝が責任を感じんことを要求す。而して我等が最高の憎しみを免れんと欲するなれば、汝は向後以上に擧げたるが如きことを再びせざるは勿論、汝は汝の義務に忠實に従ひて、我が國父陛下の御心が愈々能く達せらるゝやう、汝の名聲と才能とを用ゆべきことを命ず。汝これに背く時は我等は、汝に對し不快なるべき處分をなすべきことを聲明す。』

これは即ちカントが哲學上の立場から宗教を論じたのを非なりとして、向後そのやうな言論を發表してはならぬ、若し發表するときは嚴罰に處するといふ訓戒であつたのであります。當時既にカントの大學教授たる職務を免ぜやうといふ議が盛んであつたのであります。カントはこれより先に、ライプニッツの哲學を論じた一つの論文を千七百九十一年に公にいたしました。即ちライプニッツの著述の『テオヂチエーに於ける各種の哲學的試みの失敗』と題する論文でありまして、その中にカントは次のやうなことを

云つて居るのであります。『人は理性的生物として、一切の主張と教義とに對し服従するに先立ちてこれを吟味する權能を有す。斯の如くせざれば我等はこれ等の教義に對する尊敬が、偽善ならずして誠實なることを必するを得ず。』即ち如何なる教義如何なる學說と雖も鵜呑みにしてはならぬ、先づこれを受け入れる前に充分に學問的に討議せよ、これを吟味することは學者の權能である、否人たるの權能であるといふことを主張したのであります。この態度が時の基督教に取つて甚だ不安心である、否甚だ憎むべきものと感ぜられたのであります。併しながら當時學政を管理して居つた大臣はツェドリッツといふ人で、この人はカントの講義は直接聴きませんが、カントの講義を聞いた學生などから、その講義のノートを借り受けてこれを耽讀して、深くカントの學問とその人格とに信服して居つた人であります。故に耶蘇教徒のものがどんなことを云ひましても、それがためにカントに壓迫を加へるといふことは思ひも寄らなかつたのであります。時のフリードリヒ・ウイヘルム二世陛下はカントを一種の危險思想家と考へられて、何とかせねばならぬといふことを始終云ふて居られたさうであります。幸にもツェドリッツ

ツのあつた爲に、彼は何等の手段に出ることはなくして已んだのであります。ところが何かの都合でこのツェドリッツが大臣の位を退きまして、これに代つてヴェルナーといふ人が大臣になりました。この人は出身が耶蘇教の教師で、然かも頑冥不靈なる耶蘇教の癡り固りであつたのであります。言論の自由などといふことは少しも念頭に置いて居らなかつた人でありまして、唯モウ基督教に對する馬車馬的な熱誠を以て得意として居つた人でありました。でありますから堪りません。豫てからカントを睨んで居つた基督教會の、その大手代とも稱すべきヴェルナーが所管大臣、而して上にはフリードリヒ・ウイヘルム二世陛下といふ有力なる暗君が居つたのであります。所謂三拍手揃つたのであります。それが即ち前に引きました所のカントに對する言論の壓迫となつて現はれたのであります。併し以上の論文だけではまだカントを處分する口實はなかつたのであります。フリードリヒ・ウイヘルム二世陛下は『朕は最早この上忍耐する能はず』とまで極言せられましたけれども、併しそれだけでは處分することが出来なかつた。ところがカントは伯林に於て彼に對して斯の如く反感が高まりつゝあるといふ

ことは恐らく十分に承知して居つたのでありましたが苟も學問研究者として研究の結果得たところの意見を發表するに於て、或は政府官憲の意向を窺ふといふが如きことは、學問研究者として斷じてなすべきことではない、といふ堅い信念を有して居りました故に、少しも斟酌するところなくして續いて『凡てのものゝ終り』と題する一つの論文を伯林の雜誌に寄稿いたしました。この時すでにカントは官憲が彼に對し如何なる考を持つて居つたかといふことを知つた、その證據には、右の論文を雜誌編輯者に送つた時のカントの手紙の中に、次のやうなことが云つてあります。『余は急ぎてこの論文を君に送る。余が急ぐ故は、君と我との著作的事業の終りを告ぐるも遠からざることゝ思ふが故に、その到らざる前に、余は君に對する前約を果さんと欲するが故なり。余は君の詳細なる報知を感謝す。然れども余は常に良心に恥ぢず、又法律に背くことなくして言論したることを確信して疑はず。故に余に對して斯の如き驚くべき企ての終りを唯靜かに傍觀するのみである。人生は短かし、殊に余の如く齡ひ七十に達したるものに於ては、爲すべく残れるところは甚だ少し。併しながら、余が七十年の事業に終りを與ふることだけ

は、地球の上に尙一隅を残すことゝ信じて疑はず。』

十

溫厚篤實なるカントをして、斯の如き激語を發せしめたといふことを考へて見ると、伯林に於けるところの風雲が、如何に急を告げて居つたかといふことを、我々は遙かに今日から推測することが出来るのであります。當時心あるものはカントの身邊に何時危険が迫るかも知れないといふことを恐れて居つたので、いづれ大學の教授の職を逐はるゝものと期待して居つたのであります。右の論文は千七百九十四年の夏伯林月刊雜誌といふ雜誌に掲げられました。その十月に右に申した訓令が下つたのであります。然るにこれに對するカントの態度が古來學者の間に物議の種となつて居ります。即ちカントは之に抗議をせずして全然服従してしまつたのであります。彼は曰く『人は唯眞實なることのみを云はざるべからず、併しながら人は眞實なること一切を必しも公表することを要するものにあらず』これを以てカントは卑怯である、或は猜いといふ非難を

加へる人が随分少くないのであります。併しこれは事情を能く察しない人の言かと思ひます。カントは事茲に至るまでは飽までも學問研究の立場を守つて、少しも彼自身の態度を變じなかつたのであります。併しながら事既に政府の命令として現はれ、殊にそれは時の國父陛下の勅慮から出でたものと知つた瞬間に於て、彼は例へ其命令を以て不當なりと信じて居つたけれども、臣民の義務として絶對的に服従すべき者と堅く信じたので、決して變説したり或は膝を屈したのではありません。カントの終始一貫したところの道德上の立場は、遂に斯くの如くならしむる外はなかつたのであります。彼は言論の自由を以つて、總てのものに勝るところの貴重なるものであると主張して居つたことは誰も皆知つて居るところでありまして、その言論の自由が被自身に對して奪はれ、就中その問題は政治を非議したのではなくして、宗教に對する純然たる學術上の研究の發表であつたにも拘らず、その言論が壓迫せられたのでありますから、心中深い憤りを藏して居つたといふことは疑ひのないことでもあります。これは然るべきことであるが併しながら又時の政府の命令であれば、人民として人間としてこれに絶對服従するといふ決斷

も亦實に得易からざるところと考へます。然し私共から申しますと、若しこの時カントが飽までもこの命令に對して異議を申立て、成程命令には服従する、然しながらその命令の由つて出でた源に就いて、學問研究者として飽までもその非なることを鳴らすといふことをして呉れたならば、更により多くカントに對して感激すべきであつたかと思ふのであります。然しながら今日から見ますと、斯くの如く壓迫を被りましたけれども、然しながらカントは其説を少しも變へたのではありません。故にその以後教會に對しては言論を發表しなかつたけれども、その以前發表した著書や小論文がありました、我々は自由にこれを読むことが出来る、而して哲學史の上にカントの放つた光は、少しも曇ることなく燦然たる光輝を放つて居る。これに對して壓迫を加へたヴェルナーの如きは、馬鹿な奴だといふ一言で我々はこれを葬つてしまふのであります。尤もヴェルナーは此事をしなかつたら丸で忘れられたかも知れぬ、これをした爲に、今日黎明會で私共の話の中に入れて問題にするといふ、幸か不幸かを有し居るだけは、人間として多少の名が残つて居る譯であります。醜を千載に流したとは云はないが、囂を千載に残したといふこと

は云へるのであります。

十一

我が日本に於きましても、カントならずしてカントと同じやうな壓迫を被つて居る方が現にあると思ひます。此等の人々は成程現在の問題としては身邊に不自由なこと、不愉快なことが起つて迷惑して居られるでありませう。然し百年、百五十年の後になつて考へて御覽になつて見ると分る。百年の後、百五十年の後、この青年會館で何の某が現れて来て、ヅツと昔大正九年に斯の如き馬鹿をした官憲があつた、併し誰某は毅然として學問上の所信を變へなかつたといふ話が出ますれば、その時その話を聞くところの聴衆は、今日カントの話を御聞き下さる唯今の諸君と、必ず同様の感想を持たるゝに違ひないと思ふのであります。長く歴史の上に現はるゝ種を残さうと思ふならば、モツ、壓迫なり何なりをなすつたら好からうが、偶々被壓迫者の光を増す外はないと思ふのであります。でありますから、我々は現在の出來事に憤慨はいたしますけれども、併しながら、長い目を

以つて見ますと、寧ろ之れに對して痛快の念を禁ずる能はずと申上げても好いと思ふのであります。これは上から來る所の壓迫の一例でありますが、其他にも上から來る壓迫といふものは實に例が多いのであります。人が言論の壓迫といへば、大抵は上から來る壓迫ばかりを考へるやうであります。これは聊か當を失して居ります。言論壓迫者としては上のものばかりでない、下のものも亦歴史の上に於て見ても却つて働いて居る。何の某と名付けることの出來ない、所謂民衆の間違つたところの考へ、曲れるところの考へに逆らつたところの正しい思想家に對して、壓迫を加へた例は却つてあるのであります。民衆が過激に走つて居る時に、その過激に對して正當なる思想を示したところの人に對して、民衆は石を持つて向ひ刀を持つて向つて居ります。或は民衆が餘りに姑息に餘りに退嬰的である時に、鼓舞激勵の言を發する人に對して、民衆が迫害を加へた例も甚だ少くないのであります。

十二

カントの先輩であつた英吉利第一の哲學者ヒュームは、下から來る壓迫の爲に終世苦しんだ。否生きてゐる時ばかりでなく、死後にもその壓迫が及んだ。カントは政府からの訓令に絶対に服従することによつて最早其身に迫害を受けなかつたが、ヒュームは生きて居る間無神論者であるとして、信仰深き人々に様々に迫害をせられた上に、彼が死んだその時に、ヒュームの如き無神論者は基督教徒のみが與へらる可き正しき葬式を舉行せしむべからずとして、ヒュームの死骸の横はつて居る隠屋に民衆が押寄せて、その棺桶を奪ひ取つて途上に打棄てやうとしたが、彼の友人等はこの民衆を避くる爲め、ヒュームの屍骸を隠す爲めに百方苦心をいたし、幸じて眞夜中に盜人の逃出すが如くにして、最後の隠屋から彼の屍骸を擔出して、これを埋葬することが出來たといふことであります。のみならず彼の死後ヒュームの彰徳文を、彼の友人にして經濟學の父と云はれましたアダム・スミスが書きました際、このアダム・スミスの身邊に危険を及ぼすといふので、これを見合す方がよからうといふことを、切にアダム・スミスに注意した人があるといふ位でありました。

十三

言論壓迫者としては官憲も甚しいことをやりましたが、民衆もそれ以上のことをやつたといふことは、この一例を以て見ても知ることが出來まして、他に類似の例が多々あるのであります。我々が言論の自由を要求するのは、決して獨り上に對してのみではありません。下に對してもこれを要求しなければならぬのであります。然かも今日の如くポルシェヴィズム或は第四階級の専制といふやうな間違つた考の行はれんとする時に、下から來るところの壓迫といふものは、益々盛んならんとする傾向があるといふことは、私は斷言するに憚らないのであります。我が日本に於ては幸にしてその傾向がありませんから、言論壓迫者は獨り上の方にのみ存して居るやうであります。その壓迫の力を緩めない間に、或は恐る下からの壓迫といふものが續々と現はれて來て、言論に従事するのは上と下の兩方の壓迫の爲に板挟みになる時勢が來りはしないか。これ我が黎明會の同人が今の時に當つて、言論自由の尊重すべき所以を高唱力説せざるを得ずと感ずる

に至つた一つの理由であらうかと考へるのであります。

十四

サテ言論自由の發達に就いて、その沿革をチヨット申上げますれば前に申上げた通り、言論の壓迫者として出て來たものは基督教會でありまして、而してその用ゐた手段は檢閲といふことであります。これは無論出版せられたところの文字に就いて行はれることであります。従つて檢閲制度といふことは、印刷術發明後出來たことは云ふまでもないが然かも檢閲の制度が始まつたのは、印刷術が發明せられたと同一時代であるといふことは驚くべきことではありませんか。印刷せられて思想が傳播することが始まつると同時に、これを抑へる制度が出來上つて來たのであります。即ち印刷術の發明せられたのは千四百五十年でありましたが、二十五年後にはモウ印刷出版物の取締の爲に檢閲制度が存して居たことが慥かに分つて居ります。尤もその當時は國家は少しも檢閲などといふ制度は持つて居りません、否言論に對しては全く無干涉の立場を取つて居つたの

であります。このことは治安警察法第十七條のことに就いて講演いたしました時に、勞働團結の發達を申上げました、それと殆ど類例を同じくして居つたのであります。國家は長い間無干涉の間に勞働團結に對して居つた。同時に國家は言論に對して迷惑を感じるものが極めて少なかつた。時に百姓一揆などが起つたのであります。是は根本的に國家に不安を感じしむるものではなかつた。唯一時の治安を妨げるといふに止まつて居つたが、根本的に不安を感じたのは教會である。その信仰箇條に對して人の心に疑ひを傳播する事をいふのが、教會が迷惑を感じたのである。壓迫者が教會で被壓迫者が教會の制度なり信仰箇條を主として研究する哲學者、若しくは哲學的神學者であつたのであります。最初にこの檢閲の制度の行はれましたもので、歴史上確に分つて居るのは千四百七十五年であります。印刷術は千四百五十年の發明ですから、それから二十五年経つてからでありました。即ち獨逸のキヨルン市に於て、時の僧正が圖書の檢閲を始めました。續いて千四百八十六年ライン沿岸のマインツといふ處、此所も有名な僧正が居つたところで、圖書の檢閲を始めましたが、間もなく羅馬法王が加特力教の勢力を以て歐

洲全般に對して檢閲の制を布きました。即ち法王アレキサンダー第六世は千四百九十六年に檢閲の制度を始め、千五百十五年にはレオ十世が檢閲の制度を確立いたしました。この制度によりますと、羅馬法王の委任を受けまして各地に駐在いたして居ります僧正は、檢閲の主宰者であります。あらゆる出版物はビショップの檢閲を受けまして、少しでも不穩當なものは片ツ端から處分したのであります。この處分として課したところの罰は、その著者又は出版者を宗派から破門すること、罰金を科すること、出版物及びその原稿を破棄すること、その代り圖書の檢閲を申出づるものには何時でもこれをしてやる、且つ何等の手數料も徴收しないといふことになつて居りました。これは第一の制度であります。これがこれと相呼應して言論の取締をいたした第二の制度は、讀書免許狀の發布といふことであります。即ち教會に屬して居るところの坊さん或は神學者或は學者に對して、法王から何々の書物は讀んで宜しいといふ免許狀を下付する。それがなければ如何なる書物をも讀むことが出來ない。千五百五十八年にポール第四世が布いたところの制度であります。これは事實に於て左様窮屈ではありません。一々何々の書物を讀む

べしといふのではなく、禁讀の書物の目錄を作つた。即ちインデキスといふ制度でありまして、或はトルストイの書物は讀んぢや不可ぬ、マルクスの書物は讀んぢや不可ぬといふことをインデキスに載せるといふのであります。インデキスといふのは『インデキス・リ・ブローラム・プロヒビートルム』といふことの略稱であります。譯して云ひますれば『禁止せられたる書物の目錄』といふことであります。これは隨分極端に施行せられたのであります。書物の内容如何に拘らず、新教者の書いたところの書物、新教國で出版した書物は加特力教國では一切これをインデキスに載せるといふ極端まで行つたことがあります。これは申すまでもなく、基督教の中で舊教の方であります。新教の方でも大して差はないのであります。

十五

新教は舊教に比して遙かに進歩的の宗教ではありましたが、併しながら言論の自由を壓迫したことは殆んど同じであります。唯舊教の方では僧正がこれをやつて居つた

が、新教の方では神科大學の教授會がこれを掌つて居つたのです。この點が進歩したといふのでありませう。法王又は僧正と云つたところが、事實はつまらぬ坊主がこれに當つて居つたのであります。が、新教國では大學教授が當つて居つたのでありますから、その點だけは餘程進歩して居つたやうであります。けれども隨分意味の分らない滅茶苦茶な禁止をいたしたのであります。大學の教授會にこの權能を與へるといふことは大變進歩したことでありまして、これは今日でも獨逸大學の一つの誇りであります。誠に結構なことでありまして、けれどもそれが學者の團體たるに恥ぢざる、官憲に屈せず教權に阿らず、毅然として學問研究の立場に立つ場合に於てのみ結構なので、若し教授共が或は官憲を恐れ或は教權に屈し或は民衆に阿ねるところの人々であり、學問研究の名前の下に於て、自己の誤れる説のプロパガンダをやる人々のみを以て組織して居つたならば、この教授會に左様の權力を與へるのは却つて甚だ危険なことでありまして、而してその當時は、神學科教授會が圖書檢閲權の行使に當つたのであります。皆それ／＼相應な學者ではあつたのであります。併しながら元來神學といふものは、學問としては客觀、公平

といふことは出來ない片寄つたものであります。而して神學科の教授は坊さんであつて、學問よりも信仰を主にするといふ傾向がある、従つて冷靜に客觀的に公平に眞理を討究するといふよりも、己れの眞なりと堅く信ずるところを何處までも主張するのみならず、これを宣傳して少しも異説を唱ふるものは、これを折伏しようとの考の強いことを免れないのであります。而して自分は學者で相應の知識を持つて居るものでありますから、その壓迫は却て適切であつて、或は痛い或は痒いところに手の届くが如き、壓迫を加へるのでありますから、壓迫せられたる學者に取つては、この取締は坊主の取締よりも遙に迷惑でありました。就中この教授會の權力の亂用せられたのは、同僚に對してであります。同僚或は他の大學の教授が何か少し新しい研究をしたとすると、寄つて集つてこれを叩き壞はす。仲間同志であるからこれをかばいさうなものであるが、併しながら睨まられるといふ事が嫌だといふ人が多數を占めて居る時には、官憲の御機嫌を害ふては不可ぬといふので、折角新しい研究をした同僚に對して、無情極まる扱ひをしたものであります。近來森戸助教授がクロボトキンに關する論文を發表せられたに對して、同氏の同

僚たるところの東京帝國大學の教授連が甚だ冷酷なることをした、或は同君を見殺しにしたといふて世間で攻撃する人があります。確か我が黎明會中では大山君の如きは、此點を屢々言明せられたやうに記憶いたして居りますが、私はこの點に就いては事情を一向知らないものでありますから、何とも判断は出来ませんが、若し大山君の痛論せらるゝやうなことでありとすれば、教授連が同學者の一人に對して、却て同僚以外のものに對するよりも無情の扱ひをするところの例は、遠く十五世紀の歐羅巴まで飛んで行かなくとも、近く大正九年日本の東京本郷にありと斷言する御方が、今夜の聽衆の中から出るかも知れないと思ふと、密に歴史は繰返すものなりといふ言葉を思ひ出さずには居られないのであります。

十六

私は今日は森戸君の問題には論及しません。他の諸君が十分論ぜられるのであります。せうが、私自身としては森戸君の論文は篤と拜見いたしました。其論旨及び其取扱方には

賛服し兼ねる點多々あるを見ます。特に絶對の自由を以て唯一最高の理想なりとするクロボトキンの説を、何等の吟味を用ゐず直ちに先天命題的に受入れて、其れに基いて立論せらるゝには、私は學問上から全然反對せざるを得ないものであります。乍去この論文を起草して雑誌に掲げた爲に、同君が大學助教授の地位に居てはならぬといふ理由は、少しもこれを發見することが出来なかつたのであります。文官分限令によるところの休職といふものは甚だ曖昧なるもので、官廳事務の都合により云々といふ、此くいへば、其れつきりのもので水掛論に終るのであります。森戸君が大學に居る方が遙に良いといふことは、總ての人が認める所であります。森戸君が居ない爲めに大分學問上損失があることと斷言して好いのであります。これは官廳事務の都合ではなく、却つて官廳事務に取つては不都合であります。されば何かの他の原因であるかと考へられるのであります。若し其れが言論の壓迫の一例であるとしたならば、これは國に取つても學問に取つても甚だ不都合なことであります。而してその言論の壓迫を甘受した帝國大學は、遠く昔しの獨逸の神學科教授達の眞似をせられたものだといふ譏を受けられまいものでもない

かと思ふのであります。併し私はまさかさうではあるまいと考へて居るものであります。恐らくこれは事情を十分に伺つた上でなければ何れとも申されないのであります。恐らく大學の教授會では最善を盡して、言論自由の主義の爲めに闘はれ、刀折れ矢盡きた最後の結果が斯の如くになつたものであらうと、甚だ善意に解釋いたして居るのであります。而してこの私の善意の解釋が事實であらんことを深く希望して居るのであります。兎に角一度あることは二度あり三度ありで、十五世紀の獨逸にあつたことは決してそればかりで留まつて居つたのではありません。現に私が五年足らず滞在して居つた間だけでも、獨逸瑞西伊太利に於きまして、右と同様なる事件が大學教授を見舞つた例が續々としてありました。社會民主黨員であつた爲に伯林大學の化學擔任の或る教授が、時の文部大臣に依つて處分を要求せられたことがあります。併し當時の伯林大學の教授は言論の自由を尊重する主義を堅く取つて動かすして、文部省の代表者即ち原告としては、彼の有名なる經濟辭書の編纂を以つて知られたるエルスターといふ人が出て參りました。而して時の裁判長は時の伯林大學の總長であつたシュエモラー先生でありましたが、教授

會の判決では、その社會民主黨に屬して居つた化學の教授某氏は、その廉を以て何等の處分をなすべきものでないといふ無罪の宣告を受けました。ところが普魯西國の大學教授身分令に依りますと、大學教授會の決定したところの處分よりも、一等上の處分だけは文部省が自分の責任を以てなすことが出来ることになつて居ります。例へば譴責といふ決議をすれば、それより一等多いものは停職といふことでありますし、停職といふ決議を教授會がすれば、それより一等多いものは免職でありますが、併し無罪といふことを教授會が決議したのでありますから、その一等多いものは譴責の外はないので、文部省は不承ながら唯だ譴責文けをしたのであります。譴責などは受けても何でもない。これが爲にその人はこれから學界の同情を集めました。確か後に至つてその人の爲に化學研究費として多額の寄附金さへあつたといふことを聞いて居ります。

十七

また私共の師匠にリップスといふ美學者がありました。同先生に對しても時の加特